

**欧州共同体
意匠委員会規則**

2007年7月24日の委員会規則(EC)No. 876/2007により改正された, 共同体意匠に関する理事
会規則(EC)No. 6/2002の施行に係る2002年10月21日の委員会規則(EC)No. 2245/2002
2008年1月1日施行

目次

第 I 章 出願手続

- 第 1 条 出願内容
- 第 2 条 複合出願
- 第 3 条 製品の分類及び表示
- 第 4 条 意匠の表示
- 第 5 条 見本
- 第 6 条 出願手数料
- 第 7 条 出願
- 第 8 条 優先権の主張
- 第 9 条 博覧会優先権
- 第 10 条 出願日に係る要件及び方式要件に関する審査
- 第 11 条 不登録理由に関する審査
- 第 11a 条 拒絶理由に関する審査
- 第 12 条 出願の取下又は訂正

第 II 章 登録手続

- 第 13 条 意匠の登録
- 第 14 条 登録の公告
- 第 15 条 公告の延期
- 第 16 条 延期期間後の公告
- 第 17 条 登録証
- 第 18 条 補正された形態での意匠の維持
- 第 19 条 所有者又はその登録代理人の名称又は宛先の変更
- 第 20 条 登録簿及び登録の公告における錯誤及び誤記の訂正

第 III 章 登録の更新

- 第 21 条 登録の満了に関する通知
- 第 22 条 共同体意匠登録の更新
- 第 22a 条 共同体を指定する国際登録の更新

第 IV 章 移転, ライセンスその他の権利, 変更

- 第 23 条 移転
- 第 24 条 ライセンスその他の権利の登録
- 第 25 条 ライセンスの登録に関する特別規定

第 26 条 ライセンスその他の権利に係る登録の抹消又は変更

第 V 章 放棄及び無効

第 27 条 放棄

第 28 条 無効宣言を求める申請

第 29 条 無効手続における使用言語

第 30 条 無効宣言を求める申請の受理不能による却下

第 31 条 無効宣言を求める申請の審査

第 32 条 無効宣言を求める複数の申請

第 33 条 侵害者とされている者の参加

第 VI 章 審判請求

第 34 条 審判請求書の内容

第 35 条 審判請求の受理不能による却下

第 36 条 審判請求の審査

第 37 条 審判請求手数料の返還

第 VII 章 商標意匠庁の決定及び通信

第 38 条 決定の方式

第 39 条 決定における誤りの訂正

第 40 条 権利の喪失についての通知

第 41 条 署名, 名称及び印章

第 VIII 章 口頭審理及び証拠調べ

第 42 条 口頭審理への召喚

第 43 条 商標意匠庁による証拠調べ

第 44 条 鑑定人への委託

第 45 条 証拠調べの費用

第 46 条 口頭審理及び証拠についての調書

第 IX 章 通知

第 47 条 通知に関する通則

第 48 条 郵送による通知

第 49 条 手交による通知

第 50 条 商標意匠庁内に設置された私書箱への投函による通知

第 51 条 ファックスその他の技術的手段による通知

第 52 条 公示

第 53 条 代理人への通知

第 54 条 通知における不備

第 55 条 複数当事者の場合における書類の通知

第 X 章 期間

第 56 条 期間の計算

第 57 条 期間の長さ

第 58 条 特別な場合における期間の満了

第 XI 章 手続の中断及び強制回収手続の放棄

第 59 条 手続の中断

第 60 条 強制回収手続の放棄

第 XII 章 代理

第 61 条 共通の代理人の選任

第 62 条 委任

第 63 条 代理

第 64 条 意匠事件に関する職業代理人特別名簿の修正

第 XIII 章 書面による通信及び様式

第 65 条 書面又は他の手段による通信

第 66 条 ファックスによる通信

第 67 条 電子的手段による通信

第 68 条 様式

第 XIV 章 公衆に対する情報

第 69 条 共同体意匠登録簿

第 XV 章 共同体意匠公報及びデータベース

第 70 条 共同体意匠公報

第 71 条 データベース

第 XVI 章 ファイルの閲覧及びファイルの保管

第 72 条 閲覧対象から除外されるファイルの構成部分

第 73 条 共同体意匠登録簿の閲覧

第 74 条 ファイル閲覧の手続

第 75 条 ファイルに含まれている情報の伝達

第 76 条 ファイルの保存

第 XVII 章 行政上の協力

第 77 条 商標意匠庁と加盟国当局との間での情報交換及び連絡

第 78 条 加盟国の裁判所又は当局による又はそれらを経由してのファイルの閲覧

第 XVIII 章 費用

第 79 条 費用の配分及び確定

第 XIX 章 言語

第 80 条 申請及び宣言

第 81 条 書面手続

第 82 条 口頭審理

第 83 条 翻訳文の認証

第 84 条 翻訳文の法的真正性

第 XX 章 相互主義，経過期間及び施行

第 85 条 相互主義の公告

第 86 条 経過期間

第 87 条 施行

欧州共同体委員会は、
欧州共同体設立条約を顧慮し、
共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則(EC)No. 6/2002、及び特に同規則第 107 条(3)を顧慮し、
次の事情に鑑み、本規則を採択した。

(1) 規則(EC)No. 6/2002 は、欧州共同体商標意匠庁(Office for Harmonization in the Internal Market (trade marks and designs))(以下「商標意匠庁」という)への出願を基にして、共同体全域に亘る効力を有する意匠を取得することを可能にする制度を創設する。

(2) この目的のために、規則(EC)No. 6/2002 は、共同体意匠の登録に至る手続について並びに登録共同体意匠の管理、商標意匠庁の決定に対する審判請求及び共同体意匠を無効にするための手続についての必要な規定を含んでいる。

(3) 本規則は、規則(EC)No. 6/2002 の規定を施行するために必要な措置を定める。

(4) 本規則は、商標意匠庁に対する意匠手続についての円滑かつ効率的な運用を確保するものでなければならない。

(5) 本規則に定められた措置は、規則(EC)No. 6/2002 に基づいて設置された委員会の意見と一致している。

第 I 章 出願手続

第 1 条 出願内容

(1) 登録共同体意匠の出願は、次のものを含んでいなければならない。

(a) 登録共同体意匠として意匠の登録を求める願書

(b) 出願人の名称、宛先及び国籍、並びに出願人の住所がある又は出願人が所在地若しくは事業所を有している国の名称。自然人の名称は、姓及び名の形式としなければならない。法人の名称は、正式名称によって表示するものとし、当該名称は慣習的方法によって略記することができる。更に、その法人を支配する法律が属している国の名称

電話番号及びファックス番号並びに電子メール等の他のデータ通信方法の明細を記載することができる。原則として、1 の出願人については 1 の宛先のみを記載しなければならない。

複数の宛先が記載されている場合は、出願人が当該宛先の 1 を送達宛先として指定しているときを除き、最初に記載された宛先のみを考慮するものとする。商標意匠庁が出願人に識別番号を与えている場合は、出願人の名称に当該番号を併記するのみで足りるものとする。

(c) 本規則第 4 条による意匠表示、又は出願が平面意匠に関するものであり、かつ、規則(EC)No. 6/2002 第 50 条による公告延期請求を含んでいるときは、本規則第 5 条による見本

(d) 意匠を組み込む予定であるか又は意匠を適用する予定である製品に関する第 3 条(3)による表示

(e) 出願人が代理人を選任している場合は、(b)に従う代理人の名称及びその営業所宛先。代理人が 2 以上の営業上の宛先を有する場合、又は異なる営業上の宛先を有する 2 以上の代理人を選任しているときは、出願に、送達宛先として使用する宛先を表示しなければならない。

その表示がない場合は、最初に記載されている宛先のみを送達宛先として考慮するものとする。出願人が 2 以上である場合は、出願に、共通の代理人としての 1 の出願人又は代理人の選任を表示することができる。選任された代理人が商標意匠庁から識別番号を与えられてい

る場合は、当該代理人の名称に識別番号を併記するのみで足りるものとする。

(f) 該当する場合は、規則(EC)No. 6/2002 第 42 条による先の出願の優先権を主張する旨の宣言。これには、先の出願の出願日及び出願が行われたか又は出願が対象としている国を記載しなければならない。

(g) 該当する場合は、規則(EC)No. 6/2002 第 44 条による博覧会優先権を主張する旨の宣言。これには、博覧会の名称及び意匠が組み込まれているか又は適用されている製品に関する最初の開示日を記載しなければならない。

(h) 出願に使用した言語及び規則(EC)No. 6/2002 第 98 条(2)による第 2 言語の明示

(i) 第 65 条に規定した方式による出願人又は代理人の署名

(2) 出願に、次のものを含めることができる。

(a) 1 意匠当たり 100 語を超えない 1 の説明書であって、意匠の表示又は見本を説明するもの。説明書は、意匠の複製又は見本に現れている特徴のみに係るものでなければならない。説明書には、意匠に関して主張する新規性若しくは独自性又は意匠の技術的価値についての陳述を含めてはならない。

(b) 規則(EC)No. 6/2002 第 50 条(1)による登録公告の延期を求める請求書

(c) 出願に含まれる製品に関する「ロカルノ分類」による表示。すなわち、製品が属するクラス又はサブクラスの表示であって、第 3 条にいう、1968 年 10 月 8 日にロカルノにおいて調印された「意匠の国際分類を制定する協定」(以下「ロカルノ協定」という)の付属書によるものであり、第 2 条(2)に従うもの

(d) 意匠創作者若しくは意匠創作者集団の名称表示、又は出願人が署名した、規則(EC)No. 6/2002 第 36 条(3)(e)に基づく陳述書であって、意匠創作者又は意匠創作者集団が名称表示を受ける権利を放棄した旨のもの

第 2 条 複合出願

(1) 出願は、複数の意匠の登録を請求する複合出願とすることができる。

(2) 装飾以外の複数の意匠が 1 の複合出願に集約されている場合において、その意匠が組み込まれる予定の又はその意匠が適用される予定の製品がロカルノ分類の 2 以上のクラスに属しているときは、その出願は分割しなければならない。

(3) 複合出願に含まれる個々の意匠に関し、出願人は、第 4 条による意匠の表示及びその意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品の表示を提出しなければならない。

(4) 出願人は、複合出願に含めた意匠にアラビア数字を使用して連続番号を付さなければならない。

第 3 条 製品の分類及び表示

(1) 製品は、意匠出願時に有効な、改正後のロカルノ協定第 1 条に従って分類しなければならない。

(2) 製品分類は、管理目的のみに使用するものとする。

(3) 製品の表示は、製品の内容を明瞭に表示し、かつ、各々の製品をロカルノ分類の 1 のクラスのみで分類することができるような形で表現しなければならない。その場合、できる限り、ロカルノ分類の製品一覧に示されている用語を使用するものとする。

(4) 製品は、ロカルノ分類のクラスに従ってグループ化するものとし、各製品グループの表

示の前にそのグループが属するクラスの番号を付し、かつ、前記分類に基づくクラス及びサブクラスの順で提示しなければならない。

第4条 意匠の表示

(1) 意匠の表示は、意匠を白黒又は色彩付きで、図形又は写真によって複製したものでなければならない。当該表示は、次の要件を満たさなければならない。

(a) 出願が第67条に従って電子的手段で行われる場合を除き、意匠の表示は、別紙を使用して提出するか又は商標意匠庁が第68条に従って提供する意匠表示のために定めた様式による用紙上に複製したものでなければならない。

(b) 別紙による場合は、意匠は、乳白色の用紙に複製して別紙に貼り付けられているか又は別紙に直接に印刷されていなければならない。提出部数は1通のみとし、その用紙は、折り曲げ又はホッチキス止めをしてはならない。

(c) 別紙の大きさは、DIN A4版(29.7cm×21cm)とし、複製のために使用するスペースは26.2cm×17cm以下とする。用紙の左側には、最低2.5cmの余白を設けなければならない。各用紙の上端には、(2)に従って、図の番号を記載しなければならない。また、複合出願の場合は、意匠に係る連続番号を記載しなければならない。紙面には、「上」の表示又は出願人の名称若しくは宛先以外の説明文、文言若しくは記号を配してはならない。

(d) 出願書類を電子的手段で提出する場合は、図形又は写真による意匠の複製は、商標意匠庁長官が定めたデータ形式によるものでなければならない。複合出願に含まれる異なる意匠又は異なる図を特定するための方式は、商標意匠庁長官が定めるものとする。

(e) 意匠は無地の背景で複製されていなければならない。インク又は修正液によって修正されてはならない。意匠の表示は、保護を求める内容の全ての細部が明瞭に識別することができ、また、規則(EC)No.6/2002第72条に規定した共同体意匠登録簿(以下「登録簿」という)への登録のために、かつ、同規則第73条にいう共同体意匠公報において直接公告するために、1図当たり8cm×16cm以下に縮小又は拡大することができる品質のものでなければならない。

(2) 意匠の表示には、7を超える異なる意匠の図を含めることはできない。図形又は写真による1の複製には、1の図のみを表示することができる。出願人は、個々の図にアラビア数字を使用して番号を付さなければならない。当該番号は、点によって分離された別個の数字によって構成されるものとし、点の左側の数字は意匠番号、右側の数字は図の番号を示していなければならない。

7を超える数の図が提示された場合は、商標意匠庁は、登録及び公告の目的上、余分な図を無視することができる。商標意匠庁は、提示された図を、出願人が付した連続番号の順に取り上げるものとする。

(3) 出願が反復する表面模様である意匠に関するものである場合は、意匠の表示は、反復する表面の全体の模様及び必要にして十分な部分を示していなければならない。

(1)(c)に記載したサイズの制限を適用する。

(4) 出願が印刷上の書体である意匠に関するものである場合は、意匠の表示は、その書体を使用して作成された、大文字及び小文字によるアルファベットの全ての文字及び全てのアラビア数字を列記し、5行の文言を付記したものでなければならない。この場合、文字及び数字の両方とも、サイズ・ピッチは16としなければならない。

第5条 見本

(1) 出願が平面意匠に関するものであり、規則(EC)No. 6/2002 第 50 条(1)による公告延期請求を含んでいる場合は、意匠の表示は、紙面に貼付した見本に代えることができる。

見本が提出される出願は、単一の郵便物によって送付するか、又は受理官庁に直接に届けなければならない。

出願書類及び見本の両方とも、同時に提出しなければならない。

(2) 見本は、寸法としては 26.2cm×17cm、重量としては 50 グラム又は厚さとしては 3mm を超えてはならない。見本は、保管可能なものでなければならず、折り曲げずに、第 4 条(1)(c)に規定した寸法の届出書類に付されていなければならない。

(3) 腐敗し易い又は保管することに危険がある見本は、提出してはならない。

見本は 5 部提出しなければならない。複合出願の場合は、各意匠につき、見本 5 部を提出しなければならない。

(4) 意匠が反復する表面模様に関するものである場合は、その見本は、全体の模様、及び反復する表面の、長さ及び幅において十分な部分を示さなければならない。(2)に規定した制限を適用する。

第6条 出願手数料

(1) 商標意匠庁に出願をするときは、次の手数料を納付しなければならない。

(a) 登録手数料

(b) 公告手数料、又は公告の延期を請求している場合は延期手数料

(c) 複合出願に含まれる個々の追加意匠に係る追加登録手数料

(d) 複合出願に含まれる個々の追加意匠に係る追加公告手数料、又は公告の延期を請求している場合は、複合出願に含まれる個々の追加意匠に係る追加延期手数料

(2) 出願が登録公告の延期請求を含んでいる場合は、公告手数料及び複合出願に含まれる個々の追加意匠に係る追加公告手数料は、第 15 条(4)に定めた期間内に納付しなければならない。

第7条 出願

(1) 商標意匠庁は、出願を構成する書類に出願の受領日及び出願番号を付さなければならない。

複合出願に含まれる個々の意匠については、商標意匠庁が、長官が定めた方式に従って、番号を付さなければならない。

商標意匠庁は出願人に遅滞なく受領書を交付するものとし、受領書には、出願番号、意匠の表示、説明その他の識別事項、書類の内容及び数並びに書類の受領日を明示しなければならない。

複合出願の場合は、商標意匠庁が交付する受領書には、出願された意匠の内の最初の意匠、及び出願された意匠の数を明示するものとする。

(2) 出願が規則(EC)No. 6/2002 第 35 条に従って加盟国の工業所有権中央官庁又はベネルクス意匠庁になされた場合は、受理官庁は、出願の各頁にアラビア数字を使用して番号を付さなければならない。受理官庁は、出願を商標意匠庁に送付する前に、出願を構成する書類に受領日及び頁数を付さなければならない。

受理官庁は出願人に対して、書類の内容及び数並びに受領日を明示した受領書を遅滞なく交付しなければならない。

(3) 商標意匠庁は、加盟国の工業所有権中央官庁又はベネルクス意匠庁から送付された出願を受領したときは、出願に受領日及び出願番号を付さなければならない、かつ、出願人に対して、(1)第3段落及び第4段落による受領書を、商標意匠庁の受領日を表示して遅滞なく交付しなければならない。

第8条 優先権の主張

(1) 出願において、規則(EC)No. 6/2002 第42条に従って1又は2以上の先の出願による優先権を主張する場合は、出願人は、先の出願の出願番号を表示し、かつ、同規則第38条において規定した出願日から3月以内に先の出願の謄本を提出しなければならない。商標意匠庁長官は、出願人が提出すべき証拠を定めなければならない。

(2) 出願人が、出願をした後で規則(EC)No. 6/2002 第42条に従って1又は2以上の先の出願による優先権を主張しようとするときは、出願人は出願日から1月以内に、先の出願の出願日及び先の出願をした又は先の出願の対象とした国を記載した優先権申立書を提出しなければならない。

出願人は、優先権申立書を受領された日から3月以内に、(1)にいう表示及び証拠を提出しなければならない。

第9条 博覧会優先権

(1) 出願において、規則(EC)No. 6/2002 第44条に従って博覧会優先権を主張した場合は、出願人は出願と同時に又は遅くとも出願日から3月以内に、博覧会における工業所有権の保護に対して責任を有する当局がその博覧会において交付した証明書を提出しなければならない。当該証明書は、意匠が製品に組み込まれていたか又は適用されていた旨及び博覧会において開示された旨を宣言し、かつ、博覧会の開始日、及び製品の最初の開示が博覧会の開始日と一致していない場合は、その最初の開示日を記載していなければならない。当該証明書には、当局が正式に証明した、製品の実際の開示に関する確認書を添付しなければならない。

(2) 出願人が、出願をした後で博覧会優先権を主張しようとする場合は、出願人は出願日から1月以内に、博覧会の名称及び意匠が組み込まれていたか又は適用されていた製品の最初の開示日を表示した優先権申立書を提出しなければならない。(1)にいう表示及び証拠は、商標意匠庁に、優先権申立書を受領日から3月以内に提出しなければならない。

第10条 出願日に係る要件及び方式要件に関する審査

(1) 出願が次の事項を含んでいない場合は、商標意匠庁は、出願人に対して、出願日を認定することができない旨を通知しなければならない。

(a) 登録共同体意匠として意匠の登録を求める願書

(b) 出願人を特定する情報

(c) 第4条(1)(d)及び(e)による意匠の表示、又は該当するときは、見本

(2) (1)において指摘した不備が通知受領日から2月以内に是正された場合は、不備の全てが是正された日をもって出願日と決定する。

不備が、前記期間が満了するまでに是正されなかった場合は、出願は、共同体意匠の出願と

して処理しない。納付済の手数料は、返還する。

(3) 出願日は認定されたが、審査の結果、次の事実が明らかになったときは、商標意匠庁は、出願人に対して、指摘した不備を同庁が定めた期間内に是正するよう要求するものとする。

(a) 第1条、第2条、第4条及び第5条に規定した要件、又は規則(EC)No. 6/2002若しくは本規則に定めた出願に関する他の方式要件が遵守されていないこと

(b) 商標意匠庁が、委員会規則(EC)No. 2246/2002と関連して解釈される第6条(1)により納付されるべき手数料の全額は受領していないこと

(c) 出願時、又は出願日から1月以内の何れかに、第8条及び第9条に従って優先権が主張された場合において、それらの条文に規定されている他の要件が遵守されていないこと

(d) 複合出願の場合に、意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品が、ロカルノ分類の2以上のクラスに属していること

特に、商標意匠庁は、出願人に対して、所要の手数料を、規則(EC)No. 6/2002第107条(2)(a)から(d)までにおいて規定され、規則(EC)No. 2246/2002に記載されている追納手数料と共に、通知日から2月以内に納付するよう要求しなければならない。

第1段落(d)にいう不備の場合は、商標意匠庁は、第2条(2)の要件を遵守させるようにするため、複合出願を分割するよう出願人に要求しなければならない。商標意匠庁はまた、複合出願の分割から生じる全ての出願に対する手数料の総額を同庁が指定する期間内に納付するよう出願人に要求するものとする。

出願人が所定の期間内に分割の要求に従った後、分割から生じた出願に係る出願日は、最初に提出された複合出願に対して認定した出願日とする。

(4) (3)(a)及び(d)にいう不備が指定期間の満了時までには是正されなかった場合は、商標意匠庁はその出願を却下するものとする。

(5) 第6条(1)(a)及び(b)により納付を必要とする手数料が指定期間の満了時までには納付されなかった場合は、商標意匠庁はその出願を却下するものとする。

(6) 複合出願に対して第6条(1)(c)又は(d)により納付を必要とする追加手数料が、指定期間の満了時までには納付されなかったか又はその全額は納付されなかった場合は、商標意匠庁は、その出願を、納付された手数料の金額では対象とならない全ての追加意匠に関して却下するものとする。

手数料納付の対象とする意匠を決定する基準がない場合は、商標意匠庁は、意匠を、第2条(4)に従って表示された番号の順番で取り上げるものとする。出願が、追加手数料が納付されていないか又は全額は納付されていない意匠に係るものであるときは、商標意匠庁はその出願を却下するものとする。

(7) (3)(c)にいう不備が、指定期間の満了時までには是正されなかった場合は、出願に係る優先権は消滅するものとする。

(8) (3)にいう不備の何れかが指定期間の満了時までには是正されず、かつ、当該不備が複合出願に含まれている意匠の一部のみに関係している場合は、関係している意匠に限って、商標意匠庁は出願を却下するか、又は優先権が消滅するものとする。

第11条 不登録理由に関する審査

(1) 商標意匠庁は、規則(EC)No. 6/2002第47条に従い、本規則第10条に基づく審査を行う過程で、保護を求める意匠が規則(EC)No. 6/2002第3条(a)に定めた意匠の定義に適合してい

ないか、又は意匠が公共の秩序若しくは一般に受け入れられた道徳性の原則に反していると認定したときは、その意匠は登録不能である旨を出願人に通知しなければならない。その際、不登録理由を明示しなければならない。

(2) 商標意匠庁は期間を指定して、出願人が意見書を提出するか、出願を取り下げるか、又は意匠の同一性が保持されることを条件として、意匠に関する補正した表示を提出することによって出願を補正することができるようにしなければならない。

(3) 出願人が指定期間内に不登録理由を克服することができなかった場合は、商標意匠庁は出願を却下しなければならない。その理由が複合出願に含まれている意匠の一部のみに係る場合は、商標意匠庁は、それに係る意匠に限り、出願を却下しなければならない。

第 11a 条 拒絶理由に関する審査

(1) 商標意匠庁は、規則(EC)No. 6/2002 第 106e 条(1)に従い、国際登録の審査を実行する過程において、保護を求める意匠が当該規則第 3 条(a)に規定する意匠の定義に合致していないこと、又は意匠が公の秩序若しくは一般的に認められた道徳原則に反していることを認めた場合は、世界的な所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)に対し、1999 年 7 月 2 日に採択され、理事会決定 2006/954/EC により承認された工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定のジュネーヴアクト(以下「ジュネーヴアクト」という)第 12 条(2)に従う拒絶理由を記載した拒絶通知を、国際登録の公告日から 6 月以内に送付しなければならない。

(2) 商標意匠庁は、国際登録の所有者に対して期限を指定し、その期限内に当該所有者が規則(EC)No. 6/2002 第 106e 条(2)に従い、共同体に関して国際登録を放棄すること、共同体に関して国際登録を 1 又は幾つかの工業意匠に限定すること、又は意見書を提出することができるようにしなければならない。

(3) 国際登録の所有者が規則(EC)No. 6/2002 第 77 条(2)に従い商標意匠庁における手続において代理される義務がある場合は、その通知には、当該規則第 78 条(1)のように、代理人を選任する所有者の義務への言及を含めなければならない。

(2)に指定する期限を準用する。

(4) 所有者が指定された期限内に代理人を選任しない場合は、商標意匠庁は、国際登録の保護を拒絶する。

(5) 所有者が商標意匠庁を満足させるような意見書を指定された期限内に提出した場合は、商標意匠庁は、拒絶を取下げ、かつ、ジュネーヴアクト第 12 条(4)に従い国際事務局に通知する。

ジュネーヴアクト第 12 条(2)に従い、所有者が商標意匠庁を満足させるような意見書を指定された期限内に提出しなかった場合は、商標意匠庁は、国際登録についての保護を拒絶する決定を確認しなければならない。当該決定は、規則(EC)No. 6/2002 第 VII 編に従い審判請求の対象となる。

(6) 所有者は、共同体に関して、国際登録を放棄し又は国際登録を 1 又は幾つかの工業意匠に限定した場合は、ジュネーヴアクト第 16 条(1)(iv)及び(v)に従って手続を記録する方法により、国際事務局に通知しなければならない。所有者は、相応の陳述書を提出して、商標意匠庁に通知することができる。

第12条 出願の取下又は訂正

- (1) 出願人は、共同体意匠の出願又は複合出願の場合は出願に含まれている意匠の一部をいつでも取り下げることができる。
- (2) 出願人の名称及び宛先、文言若しくは複写の誤り又は明白な錯誤についてのみ、出願人の請求により、かつ、当該訂正が意匠の表示を変更しないことを条件として、訂正することができる。
- (3) (2)による出願訂正の申請書には、次の事項を含めなければならない。
 - (a) 出願番号
 - (b) 第1条(1)(b)による出願人の名称及び宛先
 - (c) 出願人が代理人を選任している場合は、第1条(1)(e)による代理人の名称及び営業上の宛先
 - (d) 出願書類の中の、訂正対象とする要素の表示及び訂正後の当該要素
- (4) 出願を訂正するための要件が満たされなかった場合は、商標意匠庁は、その不備について出願人に通知しなければならない。不備が商標意匠庁の指定する期間内に是正されなかった場合は、商標意匠庁は訂正の申請を却下するものとする。
- (5) 同一出願人が提出した2以上の出願における同一要素に関しては、単一の申請書をもってその訂正を求めることができる。
- (6) (2)から(5)までは、出願人が選任した代理人の名称又は営業上の宛先を訂正するための申請に準用する。

第 II 章 登録手続

第 13 条 意匠の登録

- (1) 出願が、規則(EC)第 No. 6/2002 第 48 条にいう要件を満たしているときは、その出願に含まれた意匠及び本規則第 69 条(2)に定められた事項を登録簿に登録するものとする。
- (2) 出願が、規則(EC)No. 6/2002 第 50 条による公告延期の請求を含んでいる場合は、その事実及び延期期間の満了日を登録しなければならない。
- (3) 第 6 条(1)に従って納付された手数料は、出願された意匠が登録されなかった場合でも、返還しないものとする。

第 14 条 登録の公告

- (1) 意匠の登録は、共同体意匠公報に公告しなければならない。
- (2) (3)に従うことを条件として、登録公告には、次の事項を含めなければならない。
 - (a) 共同体意匠の所有者(以下「所有者」という)の名称及び宛先
 - (b) 該当する場合は、規則(EC)No. 6/2002 第 77 条(3)第 1 段落の意味での代理人以外の、所有者が選任した代理人の名称及び営業上の宛先。2 以上の代理人が同一の営業上の宛先を有している場合は、最初に記載された代理人の名称及び営業上の宛先を、その名称の後に「その他」の文言を付して、公告するものとする。異なる宛先を有する 2 以上の代理人があるときは、本規則第 1 条(1)(e)に従って決定された送達宛先のみを公告するものとする。本規則第 62 条(9)により、代理人の属する団体が選任されている場合は、当該団体の名称及び営業上の宛先のみを公告するものとする。
 - (c) 第 4 条に従う意匠の表示。意匠の表示に色彩が付されている場合は、公告は色彩を付して行うものとする。
 - (d) 該当する場合は、第 1 条(2)(a)に従って説明書が提出されている旨の表示
 - (e) 意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品の表示。当該表示においては先ず、ロカルノ分類による該当するクラス及びサブクラスの番号を付し、それに従って、製品をグループ化するものとする。
 - (f) 該当する場合は、意匠創作者又は意匠創作者集団の名称
 - (g) 出願日及び出願番号、並びに複合出願の場合は、個々の意匠の出願番号
 - (h) 該当する場合は、規則(EC)No. 6/2002 第 42 条による優先権主張の明細
 - (i) 該当する場合は、規則(EC)No. 6/2002 第 44 条による博覧会優先権主張の明細
 - (j) 登録に係る日付、登録番号及び公告の日付
 - (k) 出願に使用された言語及び規則(EC)No. 6/2002 第 98 条(2)に従って出願人が指定した第 2 言語
- (3) 出願が、規則(EC)No. 6/2002 第 50 条による公告延期の請求を含んでいる場合は、共同体意匠公報に公告延期の記事を掲載するものとし、それには所有者の名称、代理人が選任されている場合は代理人の名称、出願及び登録の日付並びに出願番号を併記するものとする。意匠の表示及び意匠の外観を特定する明細はその何れも公告しないものとする。

第 15 条 公告の延期

- (1) 出願が規則(EC)No. 6/2002 第 50 条による公告延期の請求を含んでいる場合は、所有者は

その請求と共に又は遅くとも 30 月の延期期間満了の 3 月前に、次のことをしなければならない。

- (a) 第 6 条(1)(b)にいう公告手数料を納付すること
- (b) 複合登録の場合は、第 6 条(1)(d)にいう追加公告手数料を納付すること
- (c) 第 5 条に従って、意匠の表示が見本に代替されている場合は、第 4 条に従う表示を提出すること。この規定は、公告が請求された複合出願に含まれる全ての意匠に対して適用する。
- (d) 複合登録の場合は、それに含まれた意匠であって、公告の対象とするもの若しくは放棄の対象とするもの、又は延期期間が満了していないときは、延期継続の対象とするものを明確に指定すること

所有者は、30 月の延期期間が満了する前に公告を請求するときは、遅くとも請求する公告日の 3 月前に(1)(a)から(d)までに規定した要件を満たさなければならない。

(2) 所有者が、(1)(c)又は(d)に記載した要件を満たさなかった場合は、商標意匠庁は、所有者に対して、満了日が 30 月の延期期間より後にならない指定期間内に、不備を是正するよう要求するものとする。

(3) 所有者が、該当する期間内に(2)にいう不備を是正しなかった場合は、

(a) 登録共同体意匠は、規則(EC)No. 6/2002 に規定した効力を初めから有していなかったものとみなす。

(b) 所有者が(1)第 2 段落に規定した期間満了前の公告を請求しているときは、その請求は行われなかったものとみなす。

(4) 所有者が(1)(a)又は(b)にいう手数料を納付しなかった場合は、商標意匠庁は、出願人に対して、その手数料を規則(EC)No. 6/2002 第 107 条(2)(b)又は(d)に規定した追納手数料と共に、規則(EC)No. 2246/2002 に示した方法によって、満了日が 30 月の延期期間より後にならない指定期間内に納付するよう要求するものとする。

当該指定期間内に納付が行われなかった場合は、商標意匠庁は、登録共同体意匠は規則(EC)No. 6/2002 に規定した効力を初めから有していなかった旨を所有者に対し通知しなければならない。

複合登録に関して、当該指定期間内に納付は行われたが、納付金額が(1)(a)及び(b)により納付すべき手数料及び該当する追納手数料の全てを対象とするのに十分でなかった場合は、手数料が納付されていない全ての意匠は、規則(EC)No. 6/2002 に規定した効力を初めから有していなかったものとみなす。

納付金額の対象とする意匠が明らかでない限り、かつ、対象を決定する他の基準が存在しないときは、商標意匠庁は、意匠を第 2 条(4)に従って表示された番号の順序で取り上げるものとする。

追加公告手数料及び該当する追納手数料が納付されていないか又はその全額が納付されていない全ての意匠は、規則(EC)No. 6/2002 に規定した効力を初めから有していなかったものとみなす。

第 16 条 延期期間後の公告

(1) 所有者が、第 15 条に規定した要件を満たした場合は、商標意匠庁は、延期期間が満了したとき又は期間満了前の公告についての請求があったときは、技術的に可能なできる限り早い時期に、次のことをしなければならない。

(a) 登録共同体意匠を共同体意匠公報に公告すること。その内容は、第 14 条(2)に記載した事項と共に、出願が規則(EC)No. 6/2002 第 50 条による公告延期の請求を含んでいた事実、及び該当する場合は、本規則第 5 条に従い見本が提出されていた事実の表示とする。

(b) 当該意匠に関するファイルを公衆の閲覧に供すること

(c) 登録簿における全ての登録事項を公衆が閲覧することができるようにすること。その中には、閲覧が第 73 条によって差し止められていた登録事項を含めるものとする。

(2) 第 15 条(4)に該当する場合は、本条(1)にいう措置は、複合登録に含まれている意匠であって、規則(EC)No. 6/2002 に規定した効力を初めから有していなかったとみなされるものに関してとはとられないものとする。

第 17 条 登録証

(1) 公告の後、商標意匠庁は、第 69 条(2)に定めた、登録簿における記載事項及びこれらの記載事項が登録簿に登録されている旨の陳述を含む登録証を所有者に交付するものとする。

(2) 所有者は手数料を納付して、登録証の認証謄本又は無認証謄本の交付を請求することができる。

第 18 条 補正された形態での意匠の維持

(1) 規則(EC)No. 6/2002 第 25 条(6)に従い、登録共同体意匠が補正された形態で維持される場合は、補正された形態での共同体意匠を登録簿に登録し、共同体意匠公報に公告しなければならない。

(2) 補正された形態での意匠の維持には、所有者による 100 語を超えない権利の一部放棄、又は意匠権の一部無効を宣言する裁判所決定若しくは商標意匠庁決定の、共同体意匠登録簿への登録を含めることができる。

第 19 条 所有者又はその登録代理人の名称又は宛先の変更

(1) 所有者からの請求があったときは、登録意匠の移転の結果ではない、所有者の名称又は宛先の変更を登録簿に登録しなければならない。

(2) 所有者の名称又は宛先に関する変更申請書には、次を含めなければならない。

(a) 意匠の登録番号

(b) 登録簿に登録されている所有者の名称及び宛先。所有者が商標意匠庁から識別番号を与えられている場合は、所有者の名称と共に識別番号を表示することをもって足りるものとする。

(c) 変更後の所有者の名称及び宛先であって、第 1 条(1)(b)に従うもの

(d) 所有者が代理人を選任しているときは、第 1 条(1)(e)に従う代理人の名称及び営業上の宛先

(3) (2)にいう申請は、手数料の納付を必要としないものとする。

(4) 同一所有者の 2 以上の登録に関する名称又は宛先についての変更申請は、単一の申請書によって行うことができる。

(5) (1)及び(2)に規定した要件が満たされていない場合は、商標意匠庁は、その不備について申請人に通知しなければならない。

商標意匠庁が指定した期間内に不備が是正されなかった場合は、商標意匠庁は申請を却下す

るものとする。

(6) (1)から(5)までは、登録されている代理人の名称又は宛先の変更に準用する。

(7) (1)から(6)までは、共同体意匠の出願に準用する。変更は、商標意匠庁が共同体意匠出願に関して保持するファイルに記録するものとする。

第 20 条 登録簿及び登録の公告における錯誤及び誤記の訂正

意匠の登録又は登録の公告が商標意匠庁に起因する錯誤及び誤記を含む場合は、商標意匠庁は、自己の発意又は所有者の請求により、その錯誤又は誤記を訂正しなければならない。

当該請求が所有者によって行われた場合は、第 19 条を準用する。当該請求には、手数料の納付を必要としないものとする。

商標意匠庁は、本条による訂正を公告しなければならない。

第 III 章 登録の更新

第 21 条 登録の満了に関する通知

商標意匠庁は、登録の満了より少なくとも 6 月前に、所有者及び共同体意匠に関するライセンスその他の権利が登録簿に登録されている者に対し、登録の満了が近づいていることを通知しなければならない。通知をしないことは、登録の満了に影響を及ぼさないものとする。

第 22 条 共同体意匠登録の更新

(1) 登録更新の申請書には、次を含めなければならない。

(a) 更新を申請する者の名称

(b) 登録番号

(c) 該当する場合は、複合登録に含まれる全ての意匠について更新を申請する旨の表示、又は更新の申請が前記意匠の全てを対象としていないときは、更新申請の対象とする意匠の表示

(2) 規則(EC)No. 6/2002 第 13 条による、登録更新のために納付すべき手数料は、次のもので構成されるものとする。

(a) 更新手数料。複合登録に複数の意匠が含まれている場合は、更新手数料は、更新の対象とする意匠の数に対応する。

(b) 該当する場合は、規則(EC)No. 6/2002 第 13 条による、更新手数料の追納又は更新申請の提出遅延に係る追加手数料であって、規則(EC)No. 2246/2002 に定められているもの

(3) (2)にいう納付が規則(EC)No. 2246/2002 第 5 条(1)の規定に従って行われている場合は、(1) (a) 及び(b)に基づいて求められるすべての表示が納付書に含まれていることを条件として、これが更新申請を構成するとみなされる。

(4) 更新申請が規則(EC)No. 6/2002 第 13 条(3)に定める期間内に提出されたが、同規則第 13 条及び本規則に定める、更新のためのその他の条件が満たされていない場合は、商標意匠庁は、その不備について申請人に通知しなければならない。

(5) 更新申請書が提出されなかったか若しくは規則(EC)No. 6/2002 第 13 条(3)第 2 文に定めた期間の満了後に提出された場合、又は手数料が納付されなかったか若しくは該当する期間の満了後になって納付された場合、又は不備が商標意匠庁の指定する期間内に是正されなかった場合は、商標意匠庁は、登録は消滅したものと決定し、かつ、所有者に対し、その旨を通知しなければならない。

複合出願の場合において、納付された手数料が更新を申請する全ての意匠を対象とするのに十分でなかったときは、前記の決定は、商標意匠庁が納付金額の充当対象とする意匠を確定した後で行うものとする。

充当対象とする意匠を決定する他の基準がない場合は、商標意匠庁は、第 2 条(4)に従って表示された番号の順番により、意匠を取り上げるものとする。

商標意匠庁は、更新手数料が納付されなかったか又はその全額は納付されなかった全ての意匠に関して、登録が満了した旨を決定しなければならない。

(6) (5)に従って行われた決定が確定したときは、商標意匠庁は、既存の登録が満了する日の翌日から効力を有するものとして、その意匠を登録簿から抹消しなければならない。

(7) (2)に定めた更新手数料は納付されたが、登録が更新されなかった場合は、手数料は返還

するものとする。

(8) 2 又はそれ以上の意匠について、同一の複合登録の一部であるか否かを問わず、各意匠に対し求められる手数料を納付することにより、単一の更新申請を提出することができる。ただし、所有者又は代理人が各々の場合に同一であることを条件とする。

第 22a 条 共同体を指定する国際登録の更新

国際登録は、ジュネーブ条約第 17 条に従って、国際事務局において直接に更新される。

第 IV 章 移転, ライセンスその他の権利, 変更

第 23 条 移転

(1) 規則(EC)No. 6/2002 第 28 条による移転に関する登録申請は, 次の事項を含んでいなければならない。

- (a) 共同体意匠の登録番号
- (b) 第 1 条(1)(b)による新たな所有者に関する明細
- (c) 複合登録に含まれている意匠の全てが移転に含まれてはいない場合は, 移転に係る登録意匠の明細
- (d) 移転を正式に証明する書類

(2) 該当する場合は, 申請書には, 第 1 条(1)(e)に従って記載すべき新たな所有者の代理人の名称及び営業上の宛先を含めることができる。

(3) 所要の手数料が納付されるまでは, 申請書は提出されたものとみなさない。手数料が納付されていないか又はその全額が納付されてはいない場合は, 商標意匠庁は, その旨を申請人に通知しなければならない。

(4) 次のものは, (1)(d)に基づく移転に関する十分な証拠を構成するものとする。

(a) 移転に関する登録申請書が, 登録所有者又はその代理人, 及び権原承継人又はその代理人によって署名されていること, 又は

(b) 権原承継人が申請書を提出する場合は, その申請書に, 登録所有者又はその代理人が署名し, それらの者が権原承継人を登録することに同意する旨の宣言書が添付されていること, 又は

(c) 完全に記入された様式又は書類であって, 登録所有者又はその代理人, 及び権原承継人又はその代理人が署名したものが申請書に添付されていること

(5) 移転登録に適用される条件が満たされていない場合は, 商標意匠庁は, その不備について申請人に通知しなければならない。

不備が商標意匠庁が指定した期間内に是正されなかった場合は, 商標意匠庁は申請を却下するものとする。

(6) 2 以上の登録共同体意匠に関して移転登録をする場合において, 個々の事件に関する登録所有者及び権原承継人が同一であるときは, 単一の申請書を提出することができる。

(7) (1)から(6)までは, 登録共同体意匠の出願に係る移転に準用するものとする。当該移転は, 商標意匠庁が共同体意匠出願に関して保持するファイルに記録するものとする。

第 24 条 ライセンスその他の権利の登録

(1) 第 23 条(1)(a), (b)及び(c)並びに第 23 条(2), (3), (5)及び(6)は, 共同体意匠に関するライセンスの許諾又は移転の登録, 対物的権利の設定又は移転の登録, 及び権利行使手続の登録に準用する。ただし, 登録共同体意匠が支払不能訴訟手続に含まれている場合は, 登録簿にその旨の登録を求める国の管轄当局の請求は, 手数料の納付を必要としないものとする。

複合登録の場合は, 個々の登録共同体意匠は, 他の意匠と分離して, ライセンスを許諾すること, 対物的権利, 強制執行又は支払不能訴訟手続の対象とすることができる。

(2) 登録共同体意匠に関し, 共同体の一部又は一定期間についてのみライセンスが許諾され

ている場合は、ライセンスの登録申請は、ライセンス許諾の対象である共同体の一部又は一定期間を指定していなければならない。

(3) 規則(EC)No. 6/2002 第 29 条, 第 30 条又は第 32 条, 本条(1)又は本規則の適用可能な他の条項に記載されている, ライセンスその他の権利の登録に対する適用条件が満たされていない場合は, 商標意匠庁は, その不備について出願人に通知しなければならない。

不備が商標意匠庁の指定する期間内に是正されなかった場合は, 商標意匠庁は登録申請を却下しなければならない。

(4) (1), (2)及び(3)は, 登録共同体意匠の出願に関するライセンスその他の権利に準用するものとする。ライセンス, 対物的権利, 権利行使手続は, 共同体意匠の出願に関して商標意匠庁が保持するファイルに記録しなければならない。

(5) 規則(EC)No. 6/2002 第 16 条(2)による非排他的ライセンスの請求は, 新たに権利を得た所有者が登録簿に登録された日から 3 月以内にこれをしなければならない。

第 25 条 ライセンスの登録に関する特別規定

(1) 登録共同体意匠に関するライセンスは, 意匠所有者又は実施権者からのその旨の請求があったときは, 排他的ライセンスとして登録簿に登録しなければならない。

(2) 登録共同体意匠に関するライセンスは, 当該ライセンスが, 登録簿にライセンスが登録されている実施権者から付与されている場合は, サブライセンスとして登録簿に登録しなければならない。

(3) 登録共同体意匠に関するライセンスは, 当該ライセンスが共同体の一部について付与されている場合は, 地域的に限定されたライセンスとして登録簿に登録しなければならない。

(4) 登録共同体意匠に関するライセンスは, 当該ライセンスが限定された期間について付与されている場合は, 一時的ライセンスとして登録簿に登録しなければならない。

第 26 条 ライセンスその他の権利に係る登録の抹消又は変更

(1) 第 24 条に基づいて行われた登録は, 当事者の 1 からの請求があったときは, 抹消しなければならない。

(2) 抹消申請書には, 次の事項を含めなければならない。

(a) 登録共同体意匠の登録番号, 又は複合登録の場合は, 個々の意匠の番号, 及び

(b) 登録抹消の対象としようとする権利の明細

(3) ライセンスその他の権利に係る登録を抹消するための申請は, 所要の手数料が納付されるまでは, 提出されたとみなさない。

手数料が納付されていないか又はその全額が納付されてはいない場合は, 商標意匠庁は, その旨を申請人に通知しなければならない。登録共同体意匠が支払不能訴訟手続に関係している場合において, 国の管轄当局による登録事項の抹消請求は, 手数料の納付を必要としないものとする。

(4) 抹消申請書には, 登録された権利が現在では既に存在しないことを証明する書類, 又は実施権者若しくは他の権利の所有者による陳述書であって, 当該人が登録の抹消に同意する旨のものを添付しなければならない。

(5) 登録抹消のための要件が満たされていない場合は, 商標意匠庁は, その不備について申請人に通知しなければならない。その不備が商標意匠庁の指定する期間内に是正されなかつ

た場合は、同庁は登録に関する抹消申請を却下しなければならない。

(6) (1), (2), (4) 及び(5)は、第 24 条に従って行われた登録に関する変更申請に準用する。

(7) (1)から(6)までは、第24条(4)に従って行われたファイルにおける記録事項に準用する。

第V章 放棄及び無効

第27条 放棄

(1) 規則(EC)No. 6/2002 第 51 条による放棄宣言には、次の事項を含めなければならない。

(a) 登録共同体意匠の登録番号

(b) 第 1 条(1) (b)による所有者の名称及び宛先

(c) 代理人を選任している場合は、第 1 条(1) (e)による代理人の名称及び営業上の宛先

(d) 放棄宣言が、複合登録に含まれた意匠の一部のみを対象としている場合は、放棄宣言の対象とする意匠又は登録を継続する意匠の指定

(e) 規則(EC)No. 6/2002 第 51 条(3)に従って登録共同体意匠の一部を放棄する場合は、本規則第 4 条による補正後の意匠の指定

(2) 登録共同体意匠に関する第三者の権利が登録簿に登録されている場合は、放棄についての同意宣言書に当該権利の所有者又はその代理人が署名していることは、放棄についての当該人の同意を示す十分な証明とする。

ライセンスが登録されている場合は、意匠の放棄は、所有者が放棄の意思を実施権者に通知していることを商標意匠庁に認めさせた日から 3 月後に登録しなければならない。当該期間が満了する前に、所有者が商標意匠庁に対して、実施権者が同意していることを証明した場合は、放棄は直ちに登録しなければならない。

(3) 登録共同体意匠を取得する権利に関する主張が規則(EC)No. 6/2002 第 15 条に従って裁判所に提起されている場合は、主張者又はその代理人が署名した、放棄についての同意宣言書は、放棄に関する当該人の合意を示す十分な証明とする。

(4) 放棄に関する要件が満たされていない場合は、商標意匠庁は、その不備について放棄宣言者に通知しなければならない。不備が、商標意匠庁が指定した期間内に是正されなかった場合は、登録簿への放棄の登録を拒絶しなければならない。

第28条 無効宣言を求める申請

(1) 規則(EC)No. 6/2002 第 52 条に従って商標意匠庁に対して行う無効宣言を求める申請には、次の事項を含めなければならない。

(a) 無効宣言を求める登録共同体意匠に関しては、

(i) 登録番号

(ii) 所有者の名称及び宛先

(b) 申請の根拠とする理由に関しては、

(i) 無効宣言を求める申請が根拠としている理由の陳述

(ii) 更に、規則(EC)No. 6/2002 第 25 条(1) (d)による申請の場合は、表示及び明細であって、無効宣言を求める申請の根拠としている先の意匠を特定するもの、並びに申請人が同規則第 25 条(3)により、先の意匠を無効理由として援用する権利を有していることを証明するもの

(iii) 更に、規則(EC)No. 6/2002 第 25 条(1) (e)又は(f)による申請の場合は、識別性を有する標識を特定し、又は著作権によって保護された著作物であって、無効宣言を求める根拠としているものを特定する表示及び明細、並びに申請人が同規則第 25 条(3)による先の権利の所有者であることを証明する明細

(iv) 更に、規則(EC)No. 6/2002 第 25 条(1) (g)による申請の場合は、同条にいう関連品目の

表示及び明細，並びに同規則第 25 条(4)による不当使用に係る者又は法主体によって申請が行われていることを示す明細

(v) 無効理由が，当該登録共同体意匠が規則(EC)No. 6/2002 第 5 条又は第 6 条に規定された要件を満たしていないということである場合は，当該登録共同体意匠の新規性又は独自性にとっての障害となる可能性がある先の意匠の指定及び複製，並びにそれら先の意匠の存在を証明する書類

(vi) 前記の理由を裏付けるために提出する事実，証拠及び主張についての表示

(c) 申請人に関しては，

(i) 第 1 条(1)(b)による申請人の名称及び宛先

(ii) 申請人が代理人を選任している場合は，第 1 条(1)(e)による代理人の名称及び営業上の宛先

(iii) 更に，規則(EC)No. 6/2002 第 25 条(1)(c)による申請の場合は，申請が，同規則第 25 条(2)による正当な権利を有する者によって行われていることを証明する明細

(2) 申請をするときは，規則(EC)No. 6/2002 第 52 条(2)にいう手数料を納付しなければならない。

(3) 商標意匠庁は，無効宣言を求める申請が提出されたことを所有者に通知しなければならない。

第 29 条 無効手続における使用言語

(1) 無効宣言を求める申請書は，規則(EC)No. 6/2002 第 98 条(4)による手続言語により提出しなければならない。

(2) 手続言語が出願をするために使用された言語ではなく，かつ，所有者が出願の言語で意見書を提出した場合は，商標意匠庁は，意見書を手続言語に翻訳させる手配をしなければならない。

(3) 規則(EC)No. 6/2002 第 111 条(2)に従って定められた日から 3 年後に，欧州共同体委員会は，規則(EC)No. 6/2002 第 109 条において言及された委員会に対し，本条(2)の適用に関する報告，及び適切な場合は，規則(EC)No. 6/2002 第 98 条(4)第 4 段落に定められている，商標意匠庁がこの点に関して負担する費用の限度を定める提案を提出するものとする。

(4) 欧州共同体委員会は，(3)にいう報告及び適切な場合は可能な提案を，前記の時期より早い時期に提出するよう決定することができ，また，委員会は，(2)による便宜提供が不均衡な支出をもたらしている場合は，それを優先事項として検討しなければならない。

(5) 申請を裏付ける証拠が無効手続の言語で提出されていなかった場合は，申請人は，当該証拠の提出後 2 月以内に，その証拠の前記言語による翻訳文を提出しなければならない。

(6) 無効宣言を求める申請人又は所有者が，所有者が本規則第 31 条(1)にいう通知を受領してから 2 月以内に，両者が規則(EC)No. 6/2002 第 98 条(5)に従って別の手続言語に同意したことを商標意匠庁に通知した場合において，その申請書が当該言語によって提出されていなかったときは，申請人は，前記の日から 1 月以内に申請書の当該言語による翻訳文を提出しなければならない。

第 30 条 無効宣言を求める申請の受理不能による却下

(1) 商標意匠庁が，無効宣言を求める申請が規則(EC)No. 6/2002 第 52 条，本規則第 28 条(1)

又は規則(EC)No. 6/2002 若しくは本規則の他の何れかの規定を満たしていないと認定したときは、同庁は申請人にその旨を通知し、かつ、申請人に対し、同庁が指定した期間内に不備を是正するよう要求しなければならない。

不備が指定期間内に是正されなかった場合は、商標意匠庁は、その申請を受理不能なものとして却下しなければならない。

(2) 商標意匠庁は、所要の手数料が納付されていないことを知ったときは、申請人にその旨を通知し、かつ、所要の手数料が指定期間内に納付されない限り、申請はされなかったものとみなす旨を申請人に通知しなければならない。

所要の手数料が指定期間の満了後に納付された場合は、その手数料は申請人に返還するものとする。

(3) (1)による無効宣言を求める申請を却下する旨の決定は、これを申請人に通知しなければならない。

(2)により申請がされなかったものとみなす場合は、申請人にその旨を通知しなければならない。

第 31 条 無効宣言を求める申請の審査

(1) 商標意匠庁は、第 30 条による無効宣言を求める申請の却下をしなかった場合は、所有者に当該申請について通知し、かつ、同庁が指定する期間内に意見書を提出するよう要求しなければならない。

(2) 所有者が意見書を提出しなかったときは、商標意匠庁は、同庁に提出された証拠を基にして無効に関する決定を行うことができる。

(3) 所有者が提出した意見書は申請人に伝えるものとし、商標意匠庁は、指定期間内に回答するよう申請人に要求することができる。

(4) 規則(EC)No. 6/2002 第 53 条(2)による全ての通信及びそれに関して提出された全ての意見書は、関係当事者に送付されるものとする。

(5) 商標意匠庁は、当事者に対し、和解をするよう勧告することができる。

(6) 商標意匠庁は、共同体領域における国際登録の効果を無効と宣言した場合は、その決定が終局となった時点で、これを国際事務局に通知しなければならない。

第 32 条 無効宣言を求める複数の申請

(1) 同一の登録共同体意匠に関して、無効宣言を求める複数の申請が提出された場合は、商標意匠庁は、それらの申請を一組の申請として処理することができる。

商標意匠庁は、その後、それらの申請を前記の方式では処理しない旨の決定をすることができる。

(2) 1 又は 2 以上の申請に関する予備審査により、登録共同体意匠が無効となる可能性があることが判明した場合は、商標意匠庁は他の無効手続を中止することができる。

商標意匠庁は、前記の手続を継続している間に行った関連性のある決定を残りの申請人に通知しなければならない。

(3) 意匠の無効を宣言する決定が確定したときは、(2)に従って手続が中止されていた申請は、処理されたものとみなし、関連する申請人にその旨を通知するものとする。当該処理は、規則(EC)No. 6/2002 第 70 条(4)の適用上、判決に至らなかった事件を構成するものとみなす。

(4) 商標意匠庁は、本条(1)、(2)及び(3)によって処理されたとみなす申請に係る申請人が納付した、規則(EC)No. 6/2002第52条(2)にいう無効手数料の50%を返還しなければならない。

第33条 侵害者とされている者の参加

侵害者とされている者が規則(EC)No. 6/2002第54条に従って手続に参加しようとするときは、当該人は、その手続に関連する本規則第28条、第29条及び第30条の規定に従わなければならないものとし、特に、理由を付した陳述書を提出し、かつ、規則(EC)No. 6/2002第52条(2)にいう手数料を納付しなければならない。

第 VI 章 審判請求

第 34 条 審判請求書の内容

- (1) 審判請求書には、次の事項を含めなければならない。
 - (a) 第 1 条(1)(b)に従う審判請求人の名称及び宛先
 - (b) 審判請求人が代理人を選任している場合は、第 1 条(1)(e)に従う代理人の名称及び営業上の宛先
 - (c) 審判請求の対象とする決定を確認する陳述、及び当該決定に関して請求する修正又は取消の範囲
- (2) 審判請求書は、審判請求の対象とする決定に使用された手続言語によって提出しなければならない。

第 35 条 審判請求の受理不能による却下

- (1) 審判請求が規則(EC)No. 6/2002 第 55 条、第 56 条及び第 57 条並びに本規則第 34 条(1)(c)及び(2)に従っていない場合は、審判部は、その審判請求を受理不能なものとして却下しなければならない。ただし、個々の不備が、規則(EC)No. 6/2002 第 57 条に規定した該当期間が満了する前に是正された場合は、この限りでない。
- (2) 審判部は、審判請求が規則(EC)No. 6/2002 の他の規定又は本規則の他の規定、特に第 34 条(1)(a)及び(b)に適合していないと認定したときは、審判請求人にその旨を通知し、指摘した不備を同庁が指定する期間内に是正するよう同人に要求しなければならない。不備が指定期間内に是正されなかった場合は、審判部は、その審判請求を受理不能なものとして却下しなければならない。
- (3) 審判請求手数料が、規則(EC)No. 6/2002 第 57 条による、審判請求をするための期間の満了後に納付された場合は、審判請求はされなかったものとみなし、審判請求手数料は、審判請求人に返還するものとする。

第 36 条 審判請求の審査

- (1) 別段の定めがあるときを除き、審判請求手続に対しては、審判請求が提起された決定を下した部門における手続に関する規定を準用する。
- (2) 審判部の決定には、次の事項を含めなければならない。
 - (a) 決定が同部によって行われたことの陳述
 - (b) 決定が行われた日付
 - (c) 審判長及び参加した他の審判部構成員の名称
 - (d) 登録部署の権限ある職員の名義
 - (e) 当事者及び代理人の名称
 - (f) 決定すべき争点についての陳述
 - (g) 事実の概要
 - (h) 決定の理由
 - (i) 審判部の命令。必要なときは、費用に関する決定を含む。
- (3) 決定書には、審判長及び審判部の他の構成員及び審判部の登録部署の職員が署名しなければならない。

第 37 条 審判請求手数料の返還

中間修正が行われた場合，又は審判部が審判請求は許容されるとみなした場合において，重大な手続違反のために返還することが衡平であるときは，審判請求手数料の返還が命じられるものとする。中間修正が行われた場合は，返還は，その決定に異議申立をされた部門が命じるものとし，それ以外の場合は，審判部が命じるものとする。

第 VII 章 商標意匠庁の決定及び通信

第 38 条 決定の方式

(1) 商標意匠庁の決定は、書面をもって行い、かつ、その根拠とする理由を記載しなければならない。

商標意匠庁において口頭手続を行う場合は、決定は口頭で伝えることができる。その後、その決定を書面をもって当事者に通知しなければならない。

(2) 審判請求の対象とすることができる商標意匠庁の決定には、審判請求の対象とする決定についての通知日から 2 月以内に、書面による審判請求を商標意匠庁に提出しなければならない旨の通知書を添付しなければならない。当該通知書はまた、当事者に対し、規則 (EC)No. 6/2002 第 55 条、第 56 条及び第 57 条に記載されている規定について注意を喚起しなければならない。

当事者は、審判請求手続をすることができる旨の通知がなかったことを抗弁とすることができない。

第 39 条 決定における誤りの訂正

商標意匠庁の決定は、言葉の誤り、転写の誤り及び明白な錯誤に限り訂正することができる。訂正は、決定を下した部門が、自己の発意で又は利害関係人の請求に基づいて、行うものとする。

第 40 条 権利の喪失についての通知

(1) 商標意匠庁は、如何なる決定も下されることなく、規則 (EC)No. 6/2002 又は本規則により、何らかの権利の喪失が生じていると認定したときは、それについて、規則 (EC)No. 6/2002 第 66 条に従ってその関係人に通知しなければならない。かつ、当該関係人に本条 (2) に記載する法的救済について注意を喚起しなければならない。

(2) 当該関係人は、庁の認定が不正確であると考えたときは、(1) にいう通知から 2 月以内に、商標意匠庁に対し当該事項に関する決定を求める申請をすることができる。

そのような決定は、商標意匠庁が申請人と見解を異にするときにのみ行うものとする。それ以外の場合は、商標意匠庁は、その認定を変更し、かつ、決定を求める申請人に伝えなければならない。

第 41 条 署名、名称及び印章

(1) 商標意匠庁が行う全ての決定、通信又は通知には、商標意匠庁の担当部門及び 1 又は 2 以上の担当官の名称を表示しなければならない。それらの書類には、担当官が署名するか、又は署名の代わりに、印刷若しくは押印された形での商標意匠庁の印章を付さなければならない。

(2) 商標意匠庁長官は、決定、通信又は通知をファックスその他の技術的手段で伝送する場合は、商標意匠庁の担当部門及び担当官を確認する他の方法、又は印章でない識別表示を使用することができる旨を定めることができる。

第 VIII 章 口頭審理及び証拠調べ

第 42 条 口頭審理への召喚

- (1) 規則(EC)No. 6/2002 第 64 条に定めた口頭審理には当事者を召喚するものとし、当事者に対しては本条(3)について注意を喚起しなければならない。当事者が期限を早めることに同意しない限り、少なくとも 1 月前に召喚の通知を出さなければならない。
- (2) 召喚状を発するときは、商標意匠庁は、決定を下すために審理する必要があると同庁が考える論点に注意を喚起しなければならない。
- (3) 商標意匠庁における口頭審理に正式に召喚された当事者が召喚されたとおりに出頭しなかった場合は、その手続は、当該人不在のまま、継続することができる。

第 43 条 商標意匠庁による証拠調べ

- (1) 商標意匠庁は、当事者、証人若しくは鑑定人から証言を聴取すること又は検証をすることが必要であると判断したときは、そのための決定を行うものとし、その際、同庁が証拠を取得しようとする手段、証明されるべき事実並びに聴取又は検証に係る日時及び場所を明示しなければならない。
当事者が証人及び鑑定人の証言を請求した場合は、商標意匠庁は決定をもって、その請求人が聴聞することを希望する証人及び鑑定人の名称及び宛先を同庁に通知すべき期間を定めなければならない。
- (2) 証言をする当事者、証人又は鑑定人の召喚において与えられる通知期間は、それらの者が期限を早めることに同意しない限り、少なくとも 1 月としなければならない。
召喚状には、次の事項を含めなければならない。
 - (a) (1) 第 1 段落に記載した決定の抜粋であって、特に命じられた聴聞の場所及び日時を指定し、かつ、当事者、証人及び鑑定人に対する聴聞の対象である事実を陳述したもの
 - (b) 手続当事者の名称及び証人又は鑑定人が第 45 条(2)から(5)までに従って行使することができる権利の明細

第 44 条 鑑定人への委託

- (1) 商標意匠庁は、同庁が選任した鑑定人が作成する報告書の提出方式を定めなければならない。
- (2) 鑑定人への付託条件には、次を含めなければならない。
 - (a) 当該人の業務についての正確な説明
 - (b) 鑑定人報告書の提出のために定めた期限
 - (c) 手続当事者の名称
 - (d) 鑑定人が、第 45 条(2)、(3)及び(4)に従って請求することができるものの明細
- (3) 報告書の写しは、当事者に提出されるものとする。
- (4) 当事者は鑑定人を、不適格を理由として、又は商標理事会規則(EC)No. 40/94 第 132 条(1)及び(3)により、審査官又は担当部門若しくは審判部の構成員を忌避することができる理由と同じ理由に基づいて、忌避することができる。忌避に関しては、商標意匠庁の担当部門が決定しなければならない。

第 45 条 証拠調べの費用

(1) 商標意匠庁による証拠調べは、証拠調べを請求した当事者が、費用の推定を基準にして決定された金額を同庁に預託することを条件とすることができる。

(2) 商標意匠庁によって召喚され、同庁に出頭した証人及び鑑定人は、合理的な旅費及び寝食費について払戻を受ける権利を有するものとする。商標意匠庁は、当該人に前記費用の前払をすることができる。第 1 文は証人及び鑑定人であって、商標意匠庁から召喚されることなく同庁に出頭し、証人又は鑑定人として聴聞を受けた者にも適用するものとする。

(3) (2)に基づく払戻を受ける権利を有する証人は、同時に、収入の喪失に対する適切な補償を受ける権利を有するものとし、また、鑑定人はその役務に対する費用を受ける権利を有するものとする。それらの支払は、証人及び鑑定人が商標意匠庁の発意によって召喚されていた場合は、証人及び鑑定人がその義務又は任務を果たした後、当該人に対して行うものとする。

(4) (1)、(2)及び(3)に従って支払われる費用の金額及び前金は、商標意匠庁長官が決定するものとし、商標意匠庁の公報に公告しなければならない。

その金額は、欧州共同体の職員規則及びその別表 VII に定められている A4 から A8 までの等級の職員が受け取る補償及び給与と同一の基礎によって計算するものとする。

(5) (1)から(4)までによって支払われるべき又は支払われた金額についての最終的な責任の所在は次の通りとする。

(a) 商標意匠庁が、証人又は鑑定人からの証言聴取が必要であると自発的に判断したときは、商標意匠庁、又は

(b) 当事者が、証人又は鑑定人による証言の提供を求めたときは、その当事者。ただし、規則(EC)No. 6/2002 第 70 条及び第 71 条並びに本規則第 79 条による費用の配分及び確定に関する決定に従うことを条件とする。

第 1 段落 (b) にいう当事者は商標意匠庁に対し、正規に支払われた前金を払い戻さなければならない。

第 46 条 口頭審理及び証拠についての調書

(1) 口頭審理及び証拠調べについては調書を作成するものとし、調書には、口頭審理又は証拠調べの要点、当事者が行った関連性のある陳述、当事者、証人又は鑑定人の証言、及び検証を行ったときは、その結果を記載しなければならない。

(2) 証人、鑑定人又は当事者の証言についての調書は、当該人が、それを検討することができるようにするために、朗読するか又は当該人に提出しなければならない。当該調書には、前記の手続がとられたこと及び証言をした者がその調書を承認したことを記録しなければならない。当該人が承認しなかった場合は、その異論を記録しなければならない。

(3) 調書には、それを作成した職員及び口頭審理又は証拠調べを行った職員が署名をしなければならない。

(4) 当事者には調書の写しを提供しなければならない。

(5) 当事者から請求があったときは、商標意匠庁は、口頭審理の録音からの転写を、タイプ印書又は他の機械読取可能な形態で当事者が利用することができるものとしなければならない。

これら録音の転写の交付は、当該転写に際して商標意匠庁に生じる費用を納付することを条

件とする。負担させるべき金額は、商標意匠庁長官が決定するものとする。

第 IX 章 通知

第 47 条 通知に関する通則

(1) 商標意匠庁での手続において、商標意匠庁が行うべき通知は、原本、その写しであって商標意匠庁が認証し若しくは印章を付したものの、又は当該印章を付したコンピュータ出力の方式によるものとする。当事者自身が出した書類の写しは、当該認証を必要としない。

(2) 通知は、次の方法で行わなければならない。

(a) 第 48 条に従い、郵送する。

(b) 第 49 条に従い、手交する。

(c) 第 50 条に従い、商標意匠庁に設置した私書箱に投函する。

(d) 第 51 条に従い、ファックスその他の技術的手段による。

(e) 第 52 条に従い、公示する。

(3) 商標意匠庁と国際事務局との間の通信は、相互に合意した方法及び書式、可能な場合は電子的手段により行うものとする。様式というときは、電子書式により入手可能な様式を含むものと解釈する。

第 48 条 郵送による通知

(1) 審判請求の期限の適用対象となる決定、召喚状、及び商標意匠庁長官が定めるその他の書類は、配達証明付の書留郵便をもって通知しなければならない。

前記以外の期限の適用対象となる決定及び通信は、商標意匠庁長官が別段の方法を定めない限り、書留郵便をもって通知しなければならない。

前記以外の通信は全て、普通郵便をもって行うものとする。

(2) 共同体内に住所又は主たる営業所若しくは事業所の何れも有しておらず、かつ、規則 (EC) No. 6/2002 第 77 条 (2) による代理人を選任していない名宛人に対する通知は、通知を要する書類を普通郵便により、商標意匠庁に最後に届出されている名宛人の宛先に郵送することによって行うものとする。

通知は、郵送をしたときに行われたものとみなす。

(3) 通知が、配達証明付であるか否かを問わず、書留郵便をもって行われた場合は、それを郵送した日から 10 日目に配達されたものとみなす。ただし、その郵便物が名宛人に届かなかった場合又はそれより後に届いた場合は、この限りでない。

紛争が生じた場合は、商標意匠庁が、郵便物が宛先に到着していることを立証するか又は場合により書類が名宛人に届けられた日を立証しなければならない。

(4) 配達証明付であるか否かを問わず、書留郵便をもって行われた通知は、名宛人がその郵便物の受領を拒絶した場合でも、行われたものとみなす。

(5) 郵便による通知が、(1) から (4) までに該当しない場合は、通知が行われる地域が所属する国の法律を適用するものとする。

第 49 条 手交による通知

通知は、商標意匠庁の構内において名宛人に書類を手交することによって行うことができ、名宛人は受領したとき、その受領を証明しなければならない。

第 50 条 商標意匠庁内に設置された私書箱への投函による通知

商標意匠庁内に私書箱を提供されている名宛人に対しては、通知は、書類を当該私書箱に投函することによっても行うことができる。投函通知書を、ファイルに挿入しなければならない。書類には、投函日を記録しなければならない。通知は、商標意匠庁内の私書箱に書類を投函してから 5 日後に行われたものとみなす。

第 51 条 ファックスその他の技術的手段による通知

(1) ファックスによる通知は、通知されるべき書類に係る、第 47 条(1)に規定した原本又は写しの何れかを送信することによって行うものとする。送信についての詳細は、商標意匠庁長官が決定しなければならない。

(2) 他の技術的通信手段による通知の詳細は、商標意匠庁長官が決定しなければならない。

第 52 条 公示

(1) 名宛人の宛先が確定することができない場合、又は商標意匠庁が 2 回目の通知を試みた後でも、第 48 条(1)による通知が不可能であることが判明した場合は、通知は公示により行うものとする。

当該通知は、少なくとも共同体意匠公報に掲載しなければならない。

(2) 商標意匠庁長官は、公示通達の方法を決定し、かつ、満了の日をもって書類が通知されたとみなすべき 1 月の期間の開始日を定めなければならない。

第 53 条 代理人への通知

(1) 代理人が選任されている場合、又は共同出願に最初に名称が記載されている出願人が第 61 条(1)により共通の代理人とみなされる場合は、選任された代理人又は共通の代理人を通知の宛先にしなければならない。

(2) 1 の関係当事者について複数の代理人が選任されている場合は、第 1 条(1)(e)に規定した方式に従って特定の送達宛先が表示されていない限り、それらの代理人の 1 に対する通知をもって足りるものとする。

(3) 複数の関係当事者が 1 の共通の代理人を選任している場合は、共通の代理人に対する 1 の書類の通知のみをもって足りるものとする。

第 54 条 通知における不備

書類が名宛人に到着している場合において、それが適切に通知されたことを商標意匠庁が証明することができないとき、又はその通知に関する規定が遵守されていないときは、その書類は、商標意匠庁が書類の受領日として立証した日に通知されたものとみなす。

第 55 条 複数当事者の場合における書類の通知

当事者が出した書類であって、実質的提案、又は実質的提案を取り下げる宣言を含んでいるものは、当然のこととして、これを他の当事者に通知しなければならない。通知は、書類が新たな訴答を含んでおらず、当該事件について決定の準備が整っているときは、省略することができる。

第 X 章 期間

第 56 条 期間の計算

- (1) 期間は、完全な年、月、週又は日によって定めなければならない。
- (2) 期間の初日は、関連する事柄が生じた日の翌日から起算する。関連する事柄とは、手続上の行為又は他の期間の満了をいうものとする。手続上の行為が通知である場合は、別段の定めがない限り、関連する事柄とは、通知書類の受領である。
- (3) 期間が 1 年又は一定の年数で表現されている場合は、その期間は、該当するその後の年の、関連する事柄が生じた月及び日と同一の名称を有する月及び同一の数を有する日に満了するものとする。該当する月に同一の数の日がない場合は、その期間はその月の末日に満了するものとする。
- (4) 期間が 1 月又は一定の月数で表示されている場合は、その期間は、該当するその後の月の、関連する事柄が生じた日と同一の数を有する日に満了するものとする。関連する事柄が生じた日が月の末日である場合又は該当するその後の月に同一の数を有する日がない場合は、その期間は該当する月の末日に満了するものとする。
- (5) 期間が 1 週間又は一定の週数で表示されている場合は、その期間は該当する週の、関連する事柄が生じた日と同一名称を有する日に満了するものとする。

第 57 条 期間の長さ

- (1) 規則(EC)No. 6/2002 又は本規則が、期間を商標意匠庁が定めるべき旨を規定している場合は、当該期間は、関係当事者が共同体に住所若しくは主たる営業所若しくは事業所を有しているときは 1 月以上で、又はそれらの条件が満たされていないときは 2 月以上で、6 月以下としなければならない。

商標意匠庁は、状況を考慮して適切であるときは、期間の延長を認めることができる。ただし、関係当事者がその請求をすること及び請求書を元の期間が満了する前に提出することを条件とする。

- (2) 当事者が 2 以上である場合は、商標意匠庁は、他方当事者の同意を条件として、期間延長をすることができる。

第 58 条 特別な場合における期間の満了

- (1) 期間が、商標意匠庁が書類を受領しない日、又は(2)に記載した理由以外の理由により、商標意匠庁が所在している地域において、通常の郵便が配達されない日に満了した場合は、当該期間は、商標意匠庁が書類を受領し、かつ、通常の郵便が配達される、その後の最初の日まで延長するものとする。

商標意匠庁が書類を受領しない日は、商標意匠庁長官が各暦年の開始前に決定しなければならない。

- (2) 期間が、加盟国において又は加盟国と商標意匠庁の間において、郵便業務の全般的中断又はその後の混乱があった日に満了した場合は、当該国に居所若しくは登記した事務所を有する当事者、又は当該国に営業所を有する代理人を選任している当事者に対しては、当該期間は、中断又は混乱の期間が終了した後の最初の日まで延長するものとする。

当該加盟国が、商標意匠庁が所在している国である場合は、第 1 段落は全ての当事者に適用

するものとする。

第1段落にいう期間は、商標意匠庁長官が定めるところによるものとする。

(3) (1)及び(2)は、規則(EC)No. 6/2002 第35条(1)(b)及び(c)の意味での管轄当局に対して行う行為に関して規則(EC)No. 6/2002 又は本規則において定められた期間に準用する。

(4) 天災又はストライキ等の例外的事態の発生が商標意匠庁の本来の機能を中断又は混乱させ、その結果、期間の満了に関する商標意匠庁から当事者への何らかの通信が遅延した場合は、当該期間内に完了すべき手続は、遅延した通信による通知から1月以内に完了すれば有効とする。

中断及び混乱の開始日及び終了日は、商標意匠庁長官が定めるところによるものとする。

第 XI 章 手続の中断及び強制回収手続の放棄

第 59 条 手続の中断

(1) 次の場合は、商標意匠庁における手続を中断しなければならない。

(a) 登録共同体意匠の出願人若しくは所有者、又は国内法により当該人の代理として手続をする権限を付与された者に、死亡又は法的無能力が生じた場合

(b) 登録共同体意匠の出願人又は所有者が、その財産に対してとられた何らかの処置の結果、法的理由により、商標意匠庁に対するその手続を続行することができなくなった場合

(c) 登録共同体意匠の出願人若しくは所有者の代理人に死亡若しくは法的無能力が生じた場合、又は代理人がその財産に対してとられた処置に起因する法的理由により、商標意匠庁に対するその手続を続行することができなくなった場合

第 1 段落 (a) にいう事柄が、規則 (EC) No. 6/2002 第 78 条に基づいて選任された代理人に対する委任に影響を与えない場合は、手続は、当該代理人からの申請があったときにのみ、中断するものとする。

(2) (1) 第 1 段落 (a) 及び (b) にいう事情において、商標意匠庁が同庁に対する手続を続行する権限を付与された者の身元の通知を受けている場合は、商標意匠庁は、当該人及び利害関係を有する第三者に対し、手続は商標意匠庁が定める日から再開する旨を連絡しなければならない。

(3) (1) (c) にいう事情においては、手続は、商標意匠庁が出願人に係る新たな代理人の選任についての通知を受けたとき、又は商標意匠庁が他方当事者に対して意匠の所有者に係る新たな代理人の選任の通知をしたときに、再開されるものとする。

手続の中断が生じてから 3 月後に、商標意匠庁が新たな代理人の選任に関する通知を受けていない場合は、同庁は登録共同体意匠の出願人又は所有者にその事実及び次の事項を通知しなければならない。

(a) 規則 (EC) No. 6/2002 第 77 条 (2) が適用される場合において、前記の通知をしてから 2 月以内に選任の通知が行われなかったときは、共同体意匠出願は取り下げられたとみなすこと、又は

(b) 規則 (EC) No. 6/2002 第 77 条 (2) が適用されない場合においては、前記の通知をした日から、出願人又は所有者を相手として手続が再開すること

(4) 更新手数料を納付するための期間以外の期間であって、手続を中断した日に共同体意匠の出願人又は所有者に対して効力を有していたものは、手続が再開された日から再び開始するものとする。

第 60 条 強制回収手続の放棄

商標意匠庁長官は、回収すべき金額が極めて少ないか又は当該回収が余りにも不確実である場合は、それに係る強制回収の行為を放棄することができる。

第 XII 章 代理

第 61 条 共通の代理人の選任

(1) 出願人が 2 以上であり、かつ、登録共同体意匠の出願が共通の代理人を指名していない場合は、出願において最初に記載されている出願人を共通の代理人であるとみなす。

ただし、出願人の 1 が職業代理人を選任する義務を負っている場合は、出願において最初に記載された出願人も職業代理人を選任していない限り、当該職業代理人を共通の代理人であるとみなす。

第 1 段落及び第 2 段落は、無効宣言を求める申請を共同で行う第三者及び登録共同体意匠の共有者に対して準用する。

(2) 手続の過程において、2 以上の者に対して移転が行われ、かつ、それらの者が共通の代理人を選任していないときは、(1)を適用する。

前記の規定を適用することができないときは、商標意匠庁はそれらの者に対して 2 月以内に共通の代理人を選任するよう要求するものとする。その要求が満たされなかったときは、商標意匠庁が共通の代理人を選任するものとする。

第 62 条 委任

(1) 商標意匠庁が規則(EC)No. 6/2002 第 78 条(1) (b)又は(c)に従って維持する名簿に登録されている弁護士及び職業代理人は、ファイルに入れるために、署名された委任状を提出することができる。

当該委任状は、商標意匠庁が明白にそれを要求した場合、又は当該代理人が商標意匠庁に対して行う手続に複数の当事者が関与しており、当事者の 1 が明白にそれを要求した場合は、これを提出しなければならない。

(2) 規則(EC)No. 6/2002 第 77 条(3)に従って自然人又は法人の代理として手続をする従業者は、ファイルに入れるために、署名された委任状を提出しなければならない。

(3) 委任状は、共同体公用語の何れによっても提出することができる。委任状は、1 又は 2 以上の出願若しくは登録共同体意匠を対象とすることができ、又は委任状発行者が当事者である商標意匠庁に対する手続の全てに関し、代理人に手続を許可する包括委任状の方式とすることができる。

(4) (1)又は(2)に従って委任状を提出しなければならない場合は、商標意匠庁は、委任状を提出するための期間を指定しなければならない。委任状が指定期間内に提出されなかった場合は、手続は、被代理人を相手として継続するものとする。代理人が行う、出願以外の全ての手続行為は、被代理人がそれを承認しないときは、行われたものとはみなさない。規則(EC)No. 6/2002 第 77 条(2)の適用は、この規定による影響を受けないものとする。

(5) (1)、(2)及び(3)は、委任を取り下げる書類に準用する。

(6) 委任を解除された代理人は、委任の解除が商標意匠庁に届け出られるまでは、引き続き代理人であるとみなされる。

(7) 委任は、そこに別段の規定がある場合はそれに従うことを条件として、商標意匠庁に対して、委任者の死亡によっては消滅しないものとする。

(8) 複数の代理人が同一の当事者によって選任されている場合は、それらの代理人は、委任状に別段の規定がある場合であっても、共同又は単独の何れかの方法によって手続をするこ

とができる。

(9) 代理人の団体に対する委任は、その団体において業務を行っていることを立証することができる全ての代理人に対する委任であるとみなす。

第 63 条 代理

商標意匠庁が正式に委任された代理人に宛てた通知その他の通信は、その被代理人に宛てられていた場合と同様の効力を有するものとする。

正式に委任された代理人が商標意匠庁に宛てた通信は、被代理人が出した場合と同様の効力を有するものとする。

第 64 条 意匠事件に関する職業代理人特別名簿の修正

(1) 規則(EC)No. 6/2002 第 78 条(4)にいう、意匠事件に関する職業代理人特別名簿への職業代理人の登録は、登録されている代理人からの請求があったときは、削除しなければならない。

(2) 職業代理人の登録は、次の事情においては自動的に削除するものとする。

(a) 職業代理人に死亡又は法的無能力が生じたとき

(b) 職業代理人がもはや加盟国の国民ではないとき。ただし、商標意匠庁長官が規則(EC)No. 6/2002 第 78 条(6) (a)による適用除外を認めた場合は、この限りでない。

(c) 職業代理人がもはや共同体内に営業所又は雇用の場を有していないとき

(d) 職業代理人がもはや規則(EC)No. 6/2002 第 78 条(4) (c)第 1 文にいう資格を有していないとき

(3) 規則(EC)No. 6/2002 第 78 条(4) (c)第 1 文にいう、ベネルクス意匠庁又は加盟国の工業所有権中央官庁に対して自然人又は法人を代理するための職業代理人の資格が停止されている場合は、商標意匠庁の発意により、当該職業代理人の登録は停止されるものとする。

(4) 規則(EC)No. 6/2002 第 78 条(5)による申請があったときは、削除の条件がもはや存在していないことを条件として、登録が削除された者を職業代理人名簿に復活させるものとする。

(5) ベネルクス意匠庁及び該当する加盟国の工業所有権中央官庁は、(2)及び(3)にいう事柄の発生を知ったときは、直ちにそれを商標意匠庁に通知しなければならない。

(6) 意匠事件に関する職業代理人特別名簿の修正は、商標意匠庁の公報に公告しなければならない。

第 XIII 章 書面による通信及び様式

第 65 条 書面又は他の手段による通信

(1) (2)に従うことを条件として、共同体意匠の登録出願、並びに規則(EC)No. 6/2002 に定められたその他の申請又は宣言、及び商標意匠庁宛のその他通信の全ては、次の方法によって提出しなければならない。

(a) 該当する書類の署名済原本を郵便、手交によって、又は他の手段によって提出すること。提出書類の付属書類には、署名を必要としない。

(b) 第 66 条に従って、署名済原本をファックスによって伝送すること、又は

(c) 第 67 条に従って、通信の内容を電子的手段で伝送すること

(2) 出願人が、規則(EC)No. 6/2002 第 36 条(1) (c)に定められた意匠見本提出の可能性を利用するときは、出願及び見本は、本条(1) (a)に規定した方式に従って、単一の郵便物として商標意匠庁に提出しなければならない。出願及び見本、又は複合出願の場合の複数の見本が、単一の郵便物として送付されなかったときは、商標意匠庁は、最後の品目を受領するまで、本規則第 10 条(1)による出願日を与えないものとする。

第 66 条 ファックスによる通信

(1) 共同体意匠の登録出願がファックスによって提出され、その出願が第 4 条(1)による意匠の複製を含んでいるが、その複製が同条の要件を満たしていないときは、登録及び公告に適した所要の複製を第 65 条(1) (a)に定めた方法によって商標意匠庁に提出しなければならない。

商標意匠庁がファックスの受信日から 1 月の期間内に複製を受領した場合は、出願は、ファックスの受信日に商標意匠庁が受領したものとみなす。

商標意匠庁が前記期間の満了後に複製を受領した場合は、出願は、複製の受領日に商標意匠庁が受領したものとみなす。

(2) ファックスによって受領した通信が不完全であるか若しくは判読することができない場合、又は商標意匠庁が伝送の正確性に合理的疑義を有する場合は、商標意匠庁は送信者にその旨を通知し、かつ、商標意匠庁が指定する期間内に、原本をファックスで再送するか又は原本を第 65 条(1) (a)に定めた方法によって提出するよう要求するものとする。

要求が指定期間内に満たされた場合は、再送又は原本の受領日は元の通信に係る受領日であるとみなす。ただし、その不備が共同体意匠の登録出願に係る出願日を認定することに関連している場合は、出願日に関する規定を適用する。

要求が指定期間内に満たされなかった場合は、その通信は受領されなかったものとみなす。

(3) ファックスによって商標意匠庁に提出された通信は、ファックスによって作成されるプリントアウトに署名の複製が表示されているときは、正式に署名されたものとみなす。

(4) 商標意匠庁長官は、ファックスによる通信に関し、使用機器、通信に関する技術的詳細及び送信人を確認する方法等の追加要件を定めることができる。

第 67 条 電子的手段による通信

(1) 共同体意匠の登録出願は、意匠の表示を含め、かつ、見本の提出に関する第 65 条(2)に拘らず、電子的手段によって提出することができる。

その条件は、商標意匠庁長官が定めるものとする。

(2) 商標意匠庁長官は、電子的手段による通信に関し、使用機器、通信に関する技術的詳細、送信人を確認する方法等の追加要件を定めなければならない。

(3) 通信が電子的手段によって送付された場合は、第 66 条(2)を準用する。

(4) 通信が電子的手段によって商標意匠庁に送付された場合は、送信人の名称の表示は署名と同等であるとみなす。

第 68 条 様式

(1) 商標意匠庁は、次の事項に係る様式を無償で提供しなければならない。

(a) 登録共同体意匠の出願

(b) 出願又は登録に関する訂正を求める申請

(c) 移転に関する登録を求める申請、並びに第 23 条(4)にいう移転の様式及び移転の書類

(d) ライセンスの登録を求める申請

(e) 登録共同体意匠に関する登録更新の申請

(f) 登録共同体意匠に関する無効宣言を求める申請

(g) 原状回復を求める申請

(h) 審判請求

(i) 個別委任の方式及び包括委任の方式による代理人への委任

(2) 商標意匠庁は、前記以外の様式を無償で提供することができる。

(3) 商標意匠庁は、(1)及び(2)にいう様式を全ての共同体公用語によって提供しなければならない。

(4) 商標意匠庁は、ベネルクス意匠庁及び加盟国の工業所有権中央官庁が前記様式を無償で使用するできるようにしなければならない。

(5) 商標意匠庁はまた、前記様式を機械読取可能な形態で提供することができる。

(6) 商標意匠庁に対する手続の当事者は、商標意匠庁が提供する様式若しくはその写し、又は電子データ処理手段によって作成される様式等であって、商標意匠庁が提供する様式と同一の内容及び形式の様式を使用しなければならない。

(7) 様式は、その内容を文字認識又は走査等によってコンピュータに自動入力することができる方法で記入されていなければならない。

第 XIV 章 公衆に対する情報

第 69 条 共同体意匠登録簿

- (1) 登録簿は電子データベースの方式で維持することができる。
- (2) 登録簿には、次の事項を登録しなければならない。
 - (a) 出願日
 - (b) 出願番号、及び複合出願に含まれている各個別意匠に係る出願番号
 - (c) 登録の公告日
 - (d) 出願人の名称、宛先及び国籍、並びに出願人の住所がある又は出願人が所在地若しくは事業所を有している国
 - (e) 規則(EC)No. 6/2002 第 77 条(3)第 1 段落によって代理人として手続をする従業者以外の代理人の名称及び営業上の宛先。代理人が 2 以上である場合は、最初に記載された代理人の名称及び営業上の宛先のみを登録するものとし、その名称の後には「その他」の文言を付するものとする。代理人の団体が選任されている場合は、団体の名称及び宛先のみを登録するものとする。
 - (f) 意匠の表示
 - (g) 名称による製品表示。製品名の前に、ロカルノ分類によるクラス及びサブクラスの番号を付し、それに従ってグループ化したもの
 - (h) 規則(EC)No. 6/2002 第 42 条による優先権主張の明細
 - (i) 規則(EC)No. 6/2002 第 44 条による博覧会優先権主張の明細
 - (j) 該当する場合は、規則(EC)No. 6/2002 第 18 条による、意匠創作者若しくは意匠創作者集団の名称表示、又は意匠創作者若しくは意匠創作者集団が名称表示を受ける権利を放棄している旨の陳述
 - (k) 出願に使用された言語及び出願人が規則(EC)No. 6/2002 第 98 条(2)に従ってその出願において指定した第 2 言語
- (1) 登録簿への意匠の登録日及び登録番号
- (m) 規則(EC)No. 6/2002 第 50 条(3)による公告延期の請求があったときは、それについての言及。これには、延期期間の満了日を記載する。
- (n) 第 5 条に従って見本が提出されている旨の言及
- (o) 第 1 条(2)(a)に従って説明書が提出されている旨の言及
- (3) (2)に定めた事項に加え、登録簿には次の事項を個々の登録日を付して登録しなければならない。
 - (a) 共同体意匠所有者の名称、宛先若しくは国籍、又は所有者が住所又は所在地若しくは事業所を有している国に関する変更
 - (b) 規則(EC)No. 6/2002 第 77 条(3)第 1 段落に該当する代理人以外の代理人の名称又は営業上の宛先に関する変更
 - (c) 新たな代理人が選任されたときは、当該代理人の名称及び営業上の宛先
 - (d) 複合出願又は複合登録が、規則(EC)No. 6/2002 第 37 条(4)に従って別々の出願又は登録に分割された旨の言及
 - (e) 規則(EC)No. 6/2002 第 25 条(6)による意匠の修正に関する通知。これについては、該当する場合は、実行された権利の一部放棄、又は意匠権の一部無効を宣言する裁判所決定若し

くは商標意匠庁による決定,並びに本規則第 20 条に従って行われた誤記若しくは錯誤の訂正への言及を含めるものとする。

(f) 登録共同体意匠に関し,それを取得する権利についての手続が規則(EC)No. 6/2002 第 15 条(1)に基づいて提起されている旨の言及

(g) 前記の権利についての手続に関する,規則(EC)No. 6/2002 第 15 条(4) (b)による手続についての終局決定又はそれ以外の終結

(h) 規則(EC)No. 6/2002 第 15 条(4) (c)による所有権の変更

(i) 規則(EC)No. 6/2002 第 28 条による移転

(j) 規則(EC)No. 6/2002 第 29 条による対物的権利の設定及び移転,並びに当該対物的権利の内容

(k) 規則(EC)No. 6/2002 第 30 条による強制執行及び同規則第 31 条による支払不能訴訟手続

(l) 規則(EC)No. 6/2002 第 16 条(2)又は第 32 条によるライセンスの許諾又は移転,及び該当する場合は,本規則第 25 条によるライセンスの形式

(m) 規則(EC)No. 6/2002 第 13 条による登録更新及びその効力発生日

(n) 登録の満了に関する決定の記録

(o) 規則(EC)No. 6/2002 第 51 条(1)及び(3)による,所有者が行った全面的又は部分的放棄宣言

(p) 規則(EC)No. 6/2002 第 52 条又は第 86 条(2)の個々の規定による,無効宣言を求める申請の提出日又は反訴の提起日

(q) 規則(EC)No. 6/2002 第 53 条又は第 86 条(4)の個々の規定による,無効宣言を求める申請若しくは反訴に関する決定又は手続に関するその他の終結の日付及び内容

(r) 規則(EC)No. 6/2002 第 50 条(4)による言及であって,登録共同体意匠が初めから同規則に定められている効果を有していなかったという趣旨のもの

(s) (2) (e)に従って記録された代理人の抹消

(t) (j), (k)及び(1)にいう事項に関する,登録簿における変更又は登録簿からの抹消

(4) 商標意匠庁長官は,(2)及び(3)にいう事項以外の事項を登録簿に登録するよう決定することができる。

(5) 所有者には,登録簿における変更について通知しなければならない。

(6) 第 73 条に従うことを条件として,商標意匠庁は,請求があり,手数料が納付されたときは,登録簿の認証抄本又は無認証抄本を交付しなければならない。

第 XV 章 共同体意匠公報及びデータベース

第 70 条 共同体意匠公報

- (1) 商標意匠庁は、共同体意匠公報の発行回数及び発行方法を定めなければならない。
- (2) 規則(EC)No. 6/2002 第 50 条(2)の規定を損なわないこと及び公告延期に関する本規則第 14 条及び第 16 条に従うことを条件として、共同体意匠公報には、登録及び登録簿に登録された事項、並びに意匠登録に関する他の事項であつて、規則(EC)No. 6/2002 又は本規則によって公告が規定されているものに関する公告を掲載するものとする。
- (3) 規則(EC)No. 6/2002 又は本規則によって公告するよう規定されている事項が共同体意匠公報に公告されたときは、公報に表示されている発行日を当該事項の公告日であるとみなす。
- (4) 第 14 条及び第 16 条において公告が規定されている情報は、そうすることが適切な場合は、全ての共同体公用語によって公告しなければならない。

第 71 条 データベース

- (1) 商標意匠庁は、共同体意匠の登録出願に関する明細及び登録簿における登録事項を含む電子データベースを整備しなければならない。商標意匠庁は、規則(EC)No. 6/2002 第 50 条(2)及び(3)に規定されている制限に従うことを条件として、当該データベースの内容に直接アクセスすることができるようにすること、又はそれを CD-ROM 若しくは他の機械読取可能な形態によって提供するようにすることができる。
- (2) 商標意匠庁長官は、当該データベースへのアクセスの条件、及び当該データベースの内容を機械読取可能な形態で提供する方法を、そのための手数料を含めて決定しなければならない。
- (3) 商標意匠庁は、共同体を指定する意匠の国際登録に関する情報を、国際事務局が維持管理する検索可能なデータベースへの電子リンクの形で提供する。

第 XVI 章 ファイルの閲覧及びファイルの保管

第 72 条 閲覧対象から除外されるファイルの構成部分

ファイルの構成部分の内、規則(EC)No. 6/2002 第 74 条(4)により、閲覧の対象から除外されるものは、次のとおりとする。

- (a) 商標理事会規則(EC)No. 40/94 第 132 条による除斥又は忌避に関する書類。同条の規定は、本項の適用上、登録共同体意匠及びその出願に準用されるものとみなす。
- (b) 決定書の草案及び意見書並びに決定書及び意見書を作成するために使用された他の内部書類の全て
- (c) ファイルの構成部分であって、当該ファイルについての閲覧申請がされる前に、当事者がその秘密保持についての特別の利害を示したもの。ただし、ファイルの中の当該構成部分に関する閲覧が、閲覧を求める当事者の重要かつ適法な利害によって正当化される場合は、この限りでない。

第 73 条 共同体意匠登録簿の閲覧

登録が、規則(EC)No. 6/2002 第 50 条(1)による公告延期に係るものであるときは、

- (a) 登録簿に関する所有者以外の者によるアクセスの範囲は、所有者の名称、代理人が選任されている場合の代理人の名称、出願日及び登録日、出願番号及び公告が延期されている旨の言及に限定するものとする。
- (b) 登録簿の認証抄本又は無認証抄本の内容は、所有者の名称、代理人が選任されている場合の代理人の名称、出願日及び登録日、出願番号及び公告が延期されている旨の言及に限定するものとする。ただし、請求が所有者又はその代理人によってなされているときは、この限りでない。

第 74 条 ファイル閲覧の手続

(1) 登録共同体意匠に関するファイルの閲覧は、その原本若しくは写し、又は技術的記憶装置に記憶されている場合は、その装置の何れかについて行うものとする。

ファイル閲覧の請求は、所要の手数料が納付されるまでは、行われたものとみなさない。

閲覧方法は、商標意匠庁長官が決定するものとする。

(2) ファイルの閲覧が、登録共同体意匠の出願又は登録共同体意匠であって、公告延期の対象とされているもの、公告延期の対象とされていたが、延期期間の満了以前に放棄されたもの、若しくは規則(EC)No. 6/2002 第 50 条(4)により、初めから同規則に定めた効果を有していなかったとみなされるものに係る場合は、閲覧請求には次の趣旨の指摘及び証拠を含めなければならない。

- (a) 共同体意匠に係る出願人又は所有者が閲覧に同意していること、又は
- (b) 閲覧請求人が、ファイルの閲覧、特に共同体意匠に係る出願人若しくは所有者が、意匠が登録された後当該の閲覧請求人に対し登録に基づく権利を行使することを陳述している場合における閲覧、についての正当な利害を立証していること
- (3) ファイルの閲覧は、商標意匠庁の構内で行わなければならない。
- (4) 請求があったときは、ファイルの閲覧は、ファイル書類の写しを交付する方法で行うものとする。当該写しには、手数料を課するものとする。

(5) 商標意匠庁は請求を受けたとき、登録共同体意匠の出願に係るか、又は(4)により、手数料の納付を条件として写しの交付を受けることができるファイル書類に係る認証謄本又は無認証謄本を交付しなければならない。

第 75 条 ファイルに含まれている情報の伝達

規則(EC)No. 6/2002 第 74 条及び本規則第 72 条及び第 73 条に定められた制限に従うことを条件として、商標意匠庁は、請求を受けたとき、手数料の納付を条件として、出願された共同体意匠又は登録された共同体意匠のファイルからの情報を伝達することができる。

ただし、商標意匠庁は、提供する情報の量を考慮して適切と判断した場合は、申請人にファイルを原位置で閲覧するよう要求することができる。

第 76 条 ファイルの保存

(1) 商標意匠庁は、共同体意匠の出願及び登録共同体意匠に関するファイルを、次の事柄が発生した年の末から最低 5 年間保存しなければならない。

- (a) 出願が却下されたか又は取り下げられたこと
- (b) 登録共同体意匠の登録が確定的に満了したこと
- (c) 登録共同体意匠の全面的放棄が、規則(EC)No. 6/2002 第 51 条に従って登録されたこと
- (d) 登録共同体意匠が確定的に登録簿から抹消されたこと
- (e) 登録共同体意匠が、規則(EC)No. 6/2002 第 50 条(4)に従って、同規則に定められた効力を有していなかったとみなされたこと

(2) 商標意匠庁長官は、ファイル保存の方式を定めなければならない。

第 XVII 章 行政上の協力

第 77 条 商標意匠庁と加盟国当局との間での情報交換及び連絡

(1) 商標意匠庁並びに加盟国の工業所有権中央官庁及びベネルクス意匠庁は、要求を受けたときは、登録共同体意匠、ベネルクス意匠又は国内登録意匠の出願に関する情報並びにそれに係る出願及びその結果登録された意匠についての法的手続に関する情報を相互に連絡しなければならない。当該連絡には、規則(EC)No. 6/2002 第 74 条に規定した制限を課さないものとする。

(2) 商標意匠庁と加盟諸国の裁判所又は当局との間の連絡であって、規則(EC)No. 6/2002 又は本規則の適用から生じるものは、これらの当局の間で直接に行われるものとする。当該連絡はまた、加盟国の工業所有権中央官庁又はベネルクス意匠庁を経由して行うこともできる。

(3) (1) 及び(2)による連絡に係る費用は、その連絡をした当局に負担させるものとするが、手数料は免除する。

第 78 条 加盟国の裁判所又は当局による又はそれらを経由してのファイルの閲覧

(1) 加盟国の裁判所又は当局による、出願された共同体意匠又は登録された共同体意匠に関するファイルの閲覧は、請求に応じ、書類の原本又はその写しについて行われるものとする。第 74 条は適用しないものとする。

(2) 加盟国の裁判所又は公訴機関は、それらが取り扱う手続の過程において、商標意匠庁から伝送されたファイル又はその写しを第三者の閲覧に付することができる。当該閲覧には、規則(EC)No. 6/2002 第 74 条を適用しなければならない。

(3) 商標意匠庁は、(1) 及び(2)による閲覧に対しては手数料を課さないものとする。

(4) 商標意匠庁は、加盟国の裁判所又は公訴機関にファイル又はその写しを伝送するとき、規則(EC)No. 6/2002 第 74 条及び本規則第 72 条により、出願された共同体意匠又は登録された共同体意匠に関するファイルの閲覧に付された制限を指摘しなければならない。

第 XVIII 章 費用

第 79 条 費用の配分及び確定

(1) 規則(EC)No. 6/2002 第 70 条(1)及び(2)による費用配分は、登録共同体意匠に関する無効宣言を求める申請についての決定又は審判請求についての決定において処理するものとする。

(2) 規則(EC)No. 6/2002 第 70 条(3)及び(4)による費用配分は、無効部又は審判部による費用についての決定において処理するものとする。

(3) 規則(EC)No. 6/2002 第 70 条(6)第 1 文に定めた、費用の確定を求める請求書には、費用に係る請求書とその裏付証拠を添付しなければならない。

費用確定請求書は、費用を確定する必要がある決定が確定した場合にのみ受理するものとする。費用は、その信頼性が確認された後、確定することができる。

(4) 費用の確定に関する登録部署の決定について再審理を求める、規則(EC)No. 6/2002 第 70 条(6)第 2 文に定めた請求は、根拠とする理由を記載し、費用の裁定に係る通知の日から 1 月以内に商標意匠庁に提出しなければならない。

当該請求は、費用金額の再審理に係る手数料が納付されるまでは、提出されたものとはみなさない。

(5) 無効部又は審判部の内の該当するものは、口頭審理を行うことなく、(4)に記載した請求についての決定を下すものとする。

(6) 敗訴当事者が規則(EC)No. 6/2002 第 70 条(1)に従って負担すべき手数料は、無効宣言を求める申請及び／又は審判請求に関して申請人(請求人)に生じた手数料に限定するものとする。

(7) 手続のために不可欠であり、現に勝訴当事者に生じた費用は、敗訴当事者が規則(EC)No. 6/2002 第 70 条(1)に従い、次の上限額を基準として負担するものとする。

(a) 1 の当事者の居所又は営業所の場所と口頭審理又は証拠調べが行われた場所との間の往路及び復路の旅費。その詳細は次のとおりとする。

(i) 鉄道路線総距離が 800km 以下の場合、通常の輸送追加金を含む、1 等車の鉄道運賃

(ii) 鉄道路線総距離が 800km を超える場合又は行程が海上の通航を含んでいる場合は、ツーリストクラスの航空運賃

(b) 欧州共同体の職員規則の別表 VII 第 13 条に定められている、A4 から A8 までの等級に属する職員の日当に等しい、1 の当事者の寝食費

(c) 規則(EC)No. 6/2002 第 78 条(1)の意味での代理人、並びに証人及び鑑定人に対しての(a)に定めた料率による旅費

(d) 規則(EC)No. 6/2002 第 78 条(1)の意味での代理人、並びに証人及び鑑定人に対しての(b)にいう料率による寝食費

(e) 証人尋問、鑑定人意見又は検証の方式での証拠調べに要した費用。1 手続当たり EUR 300 を限度とする。

(f) 規則(EC)No. 6/2002 第 78 条(1)の意味における代理人に関する費用であって、次の金額を限度とするもの

(i) 登録共同体意匠の無効手続における申請人に係るものについては EUR 400

(ii) 登録共同体意匠の無効手続における所有者に係るものについては EUR 400

(iii) 審判請求手続における請求人に係るものについては EUR 500

(iv) 審判請求手続における被請求人に係るものについては EUR 500

(g) 勝訴当事者の、規則(EC)No. 6/2002 第 78 条(1)の意味における代理人が 2 以上であった場合、敗訴当事者は(c), (d)及び(f)に記載した費用を 1 の代理人に関するものに限り負担するものとする。

(h) 敗訴当事者は、(a)から(g)までに記載したもの以外の費用、経費及び手数料を勝訴当事者に返還する義務を負わないものとする。

第 1 段落(f)に記載した手続の何れかにおいて、証拠調べに証人尋問、鑑定人意見又は検証が含まれている場合は、代理人費用として 1 手続当たり EUR 600 までの追加金額が認められるものとする。

第 XIX 章 言語

第 80 条 申請及び宣言

規則(EC)No. 6/2002 第 98 条(4)を損なうことなしに、

(a) 登録共同体意匠の出願に関連する申請又は宣言は、出願に使用した言語又は出願人がその出願において指定した第 2 言語によって提出することができる。

(b) 規則(EC)No. 6/2002 第 52 条による無効宣言を求める申請以外の申請若しくは宣言、又は登録共同体意匠に関する同規則第 51 条による放棄宣言は、商標意匠庁の言語の 1 によって提出することができる。

(c) 第 68 条に従って商標意匠庁が提供する様式の何れかを使用するときは、その様式は、文言の部分に関する限り商標意匠庁の言語の 1 によって完成されていることを条件として、共同体公用語の何れの言語によっても使用することができる。

第 81 条 書面手続

(1) 規則(EC)No. 6/2002 第 98 条(3)及び(5)を損なうことなしに、かつ、本規則に別段の定めがあるときを除き、商標意匠庁に対する書面手続においては、当事者は、商標意匠庁の言語の何れも使用することができる。

選択した言語が手続の言語でない場合は、その当事者は、手続言語への翻訳文を元の書類の提出日から 1 月以内に提供しなければならない。

登録共同体意匠の出願人のみが商標意匠庁に対する手続の当事者であり、かつ、登録共同体意匠の出願のために使用された言語が商標意匠庁の言語の 1 でない場合は、翻訳文は、出願人がその出願において指定した第 2 言語によって提出することもできる。

(2) 本規則に別段の定めがあるときを除き、商標意匠庁に対する手続において使用する書類は、共同体公用語の何れによっても提出することができる。

書類の言語が手続言語でない場合は、商標意匠庁は、同庁が指定した期間内に、手続言語による翻訳文、又は手続当事者の選択により、商標意匠庁の何れかの言語による翻訳文を提出するよう要求することができる。

第 82 条 口頭審理

(1) 商標意匠庁に対する手続の当事者は、当該人が手続言語への通訳を提供することを条件として、手続言語の代わりに、他の共同体公用語の 1 を使用することができる。

口頭審理が意匠の登録出願に関する手続の中で行われる場合は、出願人は、出願の言語又は当該人が指定した第 2 言語の何れかを使用することができる。

(2) 意匠の登録出願に関する口頭審理においては、商標意匠庁の職員は、出願の言語又は出願人が指定した第 2 言語の何れかを使用することができる。

前記以外の全ての口頭審理において、商標意匠庁の職員は、手続当事者がその使用に同意することを条件として、手続言語の代わりに商標意匠庁の他の言語を使用することができる。

(3) 証拠調べに関しては、聴聞を受ける当事者、証人又は鑑定人が手続言語によっては十分に意思を伝えることができない場合、当該人は、共同体公用語の何れかを使用することができる。

手続当事者からの請求によって証拠調べをすることが決定された場合は、聴聞を受ける当事

者、証人又は鑑定人であつて、手続言語以外の言語で意思表示をするものについては、請求をした当事者が手続言語への通訳を提供する場合に限り、聴聞を行うことができる。意匠の登録出願に関する手続においては、出願の言語の代わりに、出願人が指定した第2言語を使用することができる。

1の当事者のみを相手とする手続においては、商標意匠庁は、当事者からの要求を受けたとき、本項の規定の一部変更を許可することができる。

(4) 当事者と商標意匠庁が合意したときは、口頭審理において共同体公用語の何れかを使用することができる。

(5) 必要な場合は、商標意匠庁は費用を負担して、手続言語への、又は適切なきは、他の言語への通訳を提供することができるが、ただし、手続当事者の1が通訳についての責任を有していないことを条件とする。

(6) 商標意匠庁の職員、手続の当事者並びに証人及び鑑定人が口頭審理において商標意匠庁の言語の1でした陳述は、使用された言語によって調書に記載しなければならない。前記以外の言語でされた陳述は、手続言語によって記載するものとする。

共同体意匠に関する出願又は登録の訂正は、手続言語によって調書に記載しなければならない。

第83条 翻訳文の認証

(1) 書類の翻訳文が提出されるべき場合は、商標意匠庁は、同庁が指定した期間内に翻訳文が原文と一致している旨の証明書を提出するよう要求することができる。

証明書が規則(EC)No. 6/2002第42条による先の出願の翻訳文に関するものである場合は、当該期間は出願日から3月未満であつてはならない。

証明書が指定期間内に提出されなかった場合は、それに係る書類は受領されなかったものとみなす。

(2) 商標意匠庁長官は、翻訳文の認証方法を定めることができる。

第84条 翻訳文の法的真正性

反証がない場合、商標意匠庁は、翻訳文はその原文と一致していると推定することができる。

第 XX 章 相互主義，経過期間及び施行

第 85 条 相互主義の公告

(1) 必要な場合は，商標意匠庁長官は欧州共同体委員会に対し，工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の締約国でない国が規則(EC)No. 6/2002 第 41 条(5)の意味における相互主義待遇を与えるか否かについて調査するよう要請しなければならない。

(2) 欧州共同体委員会が，(1)による相互主義待遇が与えられると決定したときは，同委員会はその旨の通達を欧州共同体公報に公告しなければならない。

(3) 規則(EC)No. 6/2002 第 41 条(5)は，(2)にいう通達の欧州共同体公報における公告日から適用する。ただし，通達が前記の日より早い適用日を明示しているときは，この限りでない。規則(EC)No. 6/2002 第 41 条(5)は，相互主義待遇がもはや与えられなくなったことを明示する欧州共同体委員会の通達を欧州共同体公報に公告された日から適用を停止するものとする。ただし，通達が前記の日より早い適用日を明示しているときは，この限りでない。

(4) (2)及び(3)にいう通達は，商標意匠庁の公報にも公告しなければならない。

第 86 条 経過期間

(1) 商標意匠庁は，規則(EC)No. 6/2002 第 111 条(2)に従って定められる日前 3 月以内に行われた共同体意匠の登録出願には，同規定に従って定められる出願日及び実際の受領日を表示しなければならない。

(2) 前記の出願に関しては，規則(EC)No. 6/2002 第 41 条及び第 44 条に定めた 6 月の優先期間は，同規則第 111 条(2)に従って定められる日から起算するものとする。

(3) 商標意匠庁は，規則(EC)No. 6/2002 第 111 条(2)に従って定められる日より前に，出願人に受領書を交付することができる。

(4) 商標意匠庁は，前記の出願を規則(EC)No. 6/2002 第 111 条(2)に従って定められる日より前に審査し，不備を是正する目的で，前記の日より前に出願人に通知することができる。当該出願に関する決定は，前記の日より後においてのみ，行うことができる。

(5) 商標意匠庁，加盟国の工業所有権中央官庁又はベネルクス意匠庁による，共同体意匠の登録出願に係る受領日が規則(EC)No. 6/2002 第 111 条(3)に記載した 3 月の期間の開始前であった場合は，その出願はなされなかったものとみなす。

出願人にはその旨を通知し，その出願を出願人に返送しなければならない。

第 87 条 施行

本規則は，欧州共同体公報におけるその公布から 7 日後に施行する。

本規則は全加盟国に関し，その全体において拘束力を有し，かつ，直接に適用するものとする。

2002 年 10 月 21 日，ブリュッセルにおいて作成した。